

平成29年度 第3回市川市自立支援協議会

日 時：平成29年11月14日（火）
午後1時30分～3時30分

場 所：急病診療・ふれあいセンター2階
第2集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 基幹相談支援センターの評価について
（資料1）
- 3 来年度以降の部会について
（資料2-1～2）
- 4 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
（資料3-1～4）
- 5 その他
- 6 閉会

平成 29 年 11 月 14 日

基幹相談支援センターの評価・伴走機能について

基幹相談支援センターの設置に伴い、課題となっていた評価・伴走機能のあり方について、下記提案をいたします。

記

- 1 方 法 運営協議会の設置および定期的な会議の開催（3~4 ヶ月に 1 回程度）
- 2 出席者 自立支援協議会の選出区分及び、基幹相談支援センターの業務内容に即して、偏りがないう及び選出
→ メンバー（案）は裏面参照のこと
- 3 事務局 事務局は障害者支援課が担うこと
- 4 評価方法 量的・質的両面からの評価とすること
結果・効果だけでなく、業務のプロセスにも着目すること
利用者からのフィードバックを活用すること
評価表の作成や活用については、運営協議会にて協議の上決定すること
（例：PDCA等）
- 5 項 目 （1）相談支援に関すること
（2）権利擁護に関すること
（3）居住支援に関すること
（4）地域の相談支援体制の整備に関すること
①困難事例検討会
②地域課題・ニーズの分析・検討・把握
③人材育成に関すること
（5）計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援に関すること
- 6 その他 評価だけではなく伴走・育成・支援の機能をもたせること

以上

基幹相談支援センター 運営協議会 メンバー(案)一覧

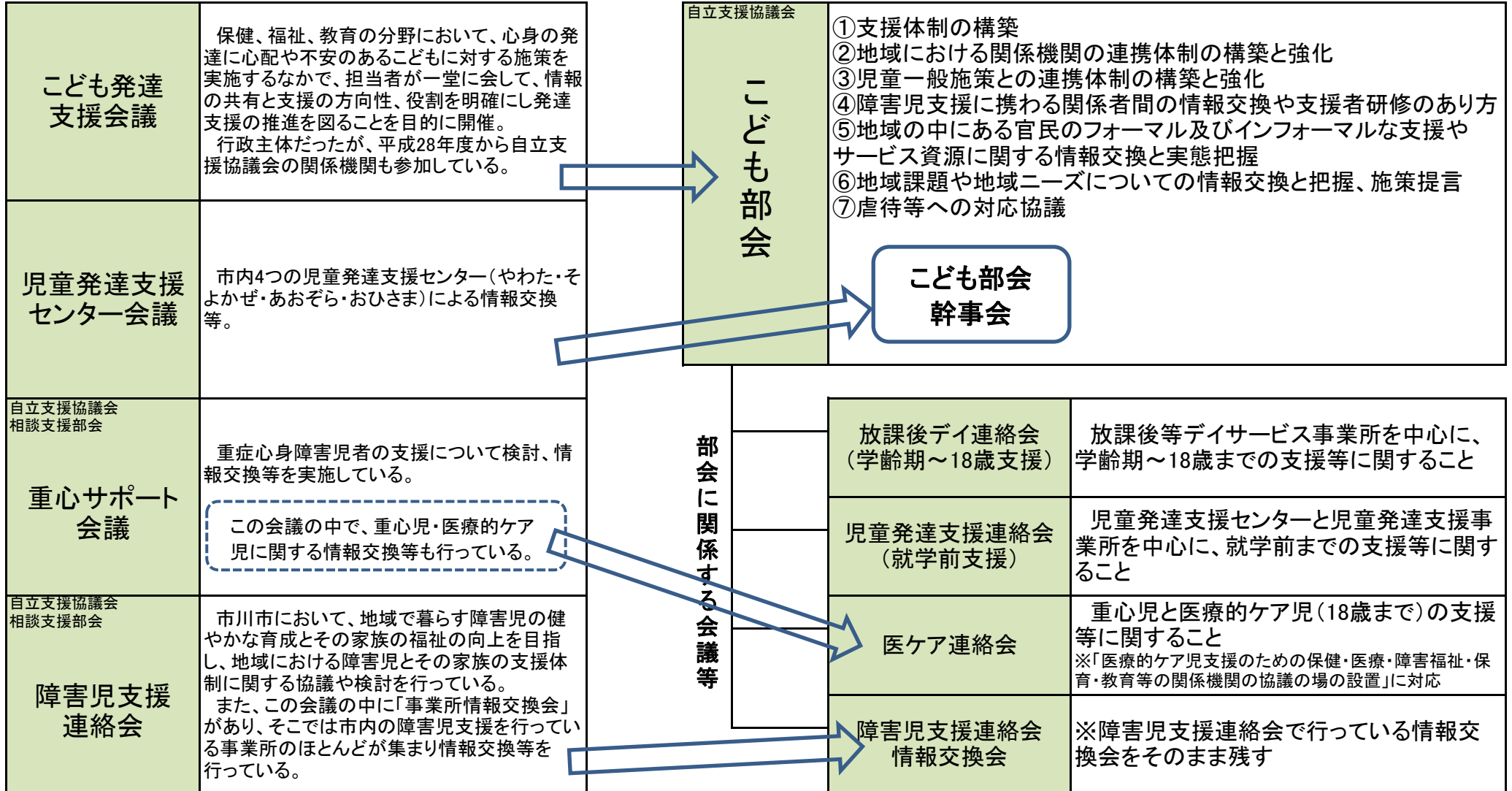
	委員氏名	団体名	委員分類
1	朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター がじゅまる	相談支援事業者
2	中里 仁美	社会福祉法人南台五光福祉協会	相談支援事業者
3	武田 陽一	グループホーム等連絡協議会	サービス事業者
4	小原 邦子	千葉県市川健康福祉センター	精神保健福祉関係者
5	高木 憲司	和洋女子大学	学識経験者
6	西村 拓士	障害者就業・生活支援センター いちされん	就労支援関係者
7	大井 好美	障害者団体連絡会	障害者団体
8	山崎 泰介	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
9	保戸塚 陽一	こども発達支援センターやわた	障害児支援関係者

こどもに関する会議の現状と今後のイメージ

【会議名】と【内容】の比較

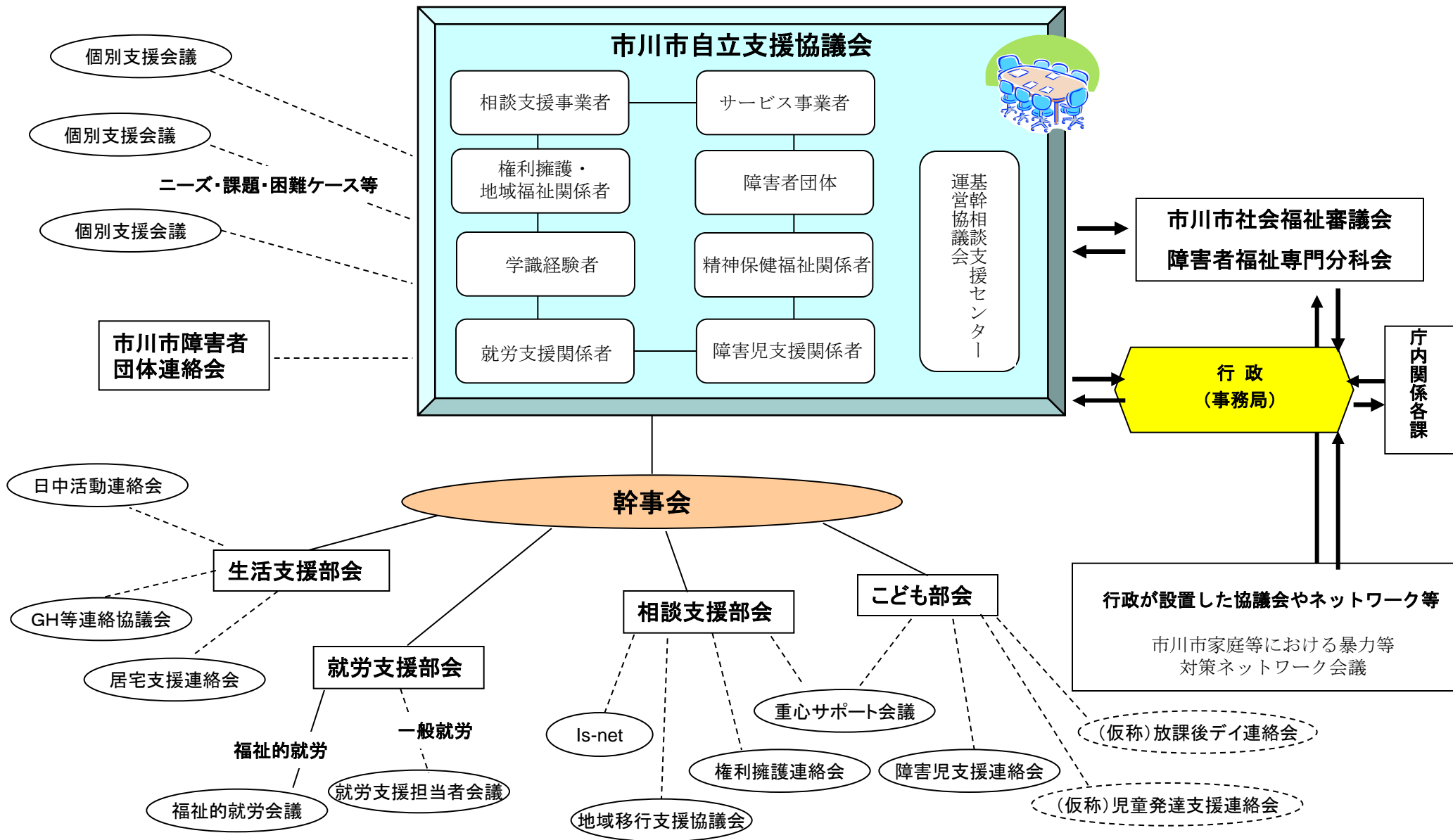
現状

平成30年度～(案)



市川市自立支援協議会の関係図(平成30年度案)

資料2-2



○各関連会議からの報告 *別紙参照

- ①市川障害児者相談支援事業所連絡協議会 (Is-net)
- ②権利擁護連絡会
- ③地域移行支援協議会
- ④障害児支援連絡会
- ⑤重心サポート会議

○社会福祉審議会 障害福祉専門分科会報告

○虐待・差別通報報告

通 報		H28	H29 (4~10月)	報告事例
虐 待	通 報	19 件	22 件	痣について家族が自身の信念をもったケアで出来た様子(悪気はない) 本人が「嫌・痛い」の訴えがある時は家族に本人の気持ちを伝えていくこと。
	認 定	1 件	2 件	
差 別		7 件	4 件	庁舎移転に伴う送迎バスの利用制限について。 車いすの利用が出来ない場合は個々に相談してほしい。

○GSGV 半期報告

上半期の事例報告及び地域課題について

14 件実施 (精神: 7 件, 知的: 1 件, 身体: 1 件, 難病: 1 件, 児童: 4 件)

①市川の社会資源不足

身体系通所先, SS 受け皿, 一人で住める場所がない, 強度行動障害者の受入れ先

②資源があってもうまく使いこなせていない

ピアヘルパー, えくる

③計画相談の底上げ、改善

連携、情報収集ができない(新人等)

*現在、H25~5 年分の分析・分類中。改善に向け取り組んでいきたい。

○各プロジェクト取組報告

【プロジェクト 1】 ガイドライン改訂

- ・相談窓口 ポイントの見直しと関係する箇所の変更
- ・基幹相談支援センターえくるのページ変更

- ・ライフサポートファイルについてのページ変更 等

【プロジェクト2】 ガイドライン研修

全3回 17:30~20:30 急病診療・ふれあいセンター2階 集会室

- ・1回目 平成30年1月12日(金)
前年度同様 理念・概念の理解(保戸塚氏・山崎氏)
- ・2回目 平成30年1月26日(金)
虐待と差別 事例検討、演習
経済的虐待事例 演習・ロープレ 等
- ・3回目 平成30年2月9日(金)
発達障害の理解とアセスメントの着眼点 講義・事例検討

【プロジェクト3】 人材確保、育成、啓発及び拠点事業への取組

- ・各関連協議会等との情報交換会終了。全10団体 延べ233名からの意見を集約し課題を抽出し項目分けを行い、取組について3つに分けた。

1つめ 行政での検討案件

- 管理者・経営者への依頼(研修・指導・育成)

セルフプラン減少、人材の確保、新規立ち上げについて考えてほしい。

⇒実施できるように早急に検討したい。

- モニタリング件数 40件/月 加算(手当)

⇒現状では難しい。

- アセスメントシートの再作成

行政、えくる、事業所 共有のシートを使用し、きちんと聞き取り、次につなげられるようにしたい。

⇒現在、えくるにて現状の“紹介シート”を改良中。行政にて必須項目の確認後、Is-netにて確認していく予定。

- 行政職員の相談業務の質・整備

マニュアルの早期作成

⇒支給量の部分が確定していないため、早急には難しい。

実務者からの必要性についての声も上がっているため、一つの案として、Is-netの会員にて基本的な対応について、共有できる仕組みをつくってはどうか? Is-netに検討提案を行う。

- 認定調査委託

⇒予算もあるため、行政にて検討。

- 医師の意見書の開示

計画作成する上で本来必要なもの

⇒近隣他市を確認しつつ検討中。

○行政との連携、共有、期待すること

⇒Is-net のホームページの利用依頼も視野に入れ、検討。

2 つめ 今年度取組開始案件

○優良事業所を表彰（確保）

他市のように補助金も出ないため、どうにか、がんばっている事業所に何かできる事はないか？

⇒一定の条件を満たした事業所に行政より“認定”を出しホームページで UP することはどうか？目標値、認証基準を含め可能か否か検討する。

○障害分野別技術能力の向上（育成）

⇒関係する既存の研修会を収集・整理を行う。

研修内容と時期の検証を行い、研修体系を作成しては？

○知名度を上げる（啓発）

検討中

○計画相談の周知・連携（啓発）

学校・保護者・サービス事業所・医療機関・学童等

⇒優先順位を決めて順次取り組んでいきたい

○家族支援（啓発）

・老障家庭の課題

⇒検討中

・公立施設へ通所している方の家族

⇒行政にて相談支援及びセルフプランと計画相談について説明の場を依頼し検討となる。

○コミュニケーション支援のバリア

検討中。

情報提供として無料アプリの 音声翻訳（多ヶ国語）や聴覚障害者とのコミュニケーション支援として音声認識で文章化されたり指で書いてそのまま表示されるもの等を紹介

3 つめ次年度以降再検討案件（制度改正、次期計画後）

○警察介入事例（拠点事業）

○相談支援専門員の人材配置に対する助成（確保）及び基本相談を受ける際の保障

⇒報酬改定の動向と Is-net で行う予定の事業所実態調査を参考にさせて頂き再検討。

IS-net 活動報告

【幹事会】

日時 : 平成29年9月8日(金) 10:00~12:00

場所 : 障害者支援課支援ルーム(急病診療・ふれあいセンター3F)

議事 : ①CSK・・・7月・8月役員会報告

10月2日(水)視察クリニック(市川市)予定。

②ぶっちゃけ会・・・第2回ぶっちゃけ会報告 → 別紙参照

③研修・・・10月研修会(外部講師)について テーマ『被虐待児・者の心理と対応について』

④保戸塚会長より・・・相談支援事業所実態調査について

・市川市における相談支援体制整備に関する意見等について

→ 別紙参照

⑤サポート事業報告・・・7月10日(月)・8月2日(水)実施

⑥内野会計より・・・立替・研修等請求書について

⑦事務局より・・・11月情報交換会について

11月2日(木)実施予定。内容:市川市からの情報提供。

・事業所ツアーについて

10月31日(火)8:40~15:00実施

見学先:八幡学園・陽・咲楽苑

・新規会員について

正会員:合同会社ニューウエーブほっとネット

特別会員:社会福祉法人南台五光福祉協会なしねっと

⑧次期役員選考委員より・・・前年度役員だった西野氏の補充も含め、平成32年度役員の交代を視野に平成30年度は役員を増やす予定で動いている。

【第2回ぶっちゃけ会】

日時 : 平成29年7月19日(水) 18:00~20:00

場所 : 市川市福祉公社 ミーティングルーム

内容 : 怒涛のぶっちゃけトーク~日頃のうっぷんを発散しましょう~

事業所紹介~改めて自分の所属法人を参加者に紹介しましょう~

参加者 : 会員9名

【初任者向け基礎講座(第2回)】

日時 : 平成29年7月28日(金) 16:30~18:00

場所 : 勤労福祉センター(本館)

内容 : 「相談支援ってどうするの?」実務の手順と内容の概要

【初任者向け基礎講座(第3回)】

日時 : 平成29年8月25日(金) 16:30~18:00

場所 : 勤労福祉センター(本館)

内容 : 「どんなサービスがあるの?」障害福祉サービスと障害児通所支援の概要

以上

市川障害者権利擁護連絡会からの報告（平成29年11月14日本会用）

1. 「市川市における後見支援センター設立のお願い」について

8月21日付けで、市川市と市川市自立支援協議会に要望書を提出。

2. 平成29年8月31日 権利擁護連絡会定例勉強会報告

・時間 10時～午後3時

・場所 全日警ホール

・参加者 後見相談担当室2名 家族会9名

・成年後見セミナーについて

11月10日に開催。男女共同参画センターにて。10時～12時半

講師は酒井伸昭司法書士

「私の思いを伝える～後見そして相続、遺言～」

・「障害のある人と成年後見～家族の思いを伝える～」家族会による小冊子の改訂版の作製。

この冊子は、市民後見人養成講座でも使われ、活用されている。後見を取り巻く状況の

変化にあわせて、「後見をつける前に知っておくこと」を付け加えるとともに、事例集の中に

日常生活自立支援事業を使った例や、後見人を含めたチームでの解決の例などを加えた。

10日のセミナーにて、説明をする。その後、この冊子の広報に努める。

3. 平成29年11月9日 相談支援部会にて情報提供

OPAC—ガーディアンズの定例勉強会の案内

・講演 「成年後見制度利用促進法」を学ぶ

・講師 内閣府 成年後見利用促進担当室参事官 須田 俊孝

現在の後見制度が持つさまざまな課題について。それらを解決していく方法につ

いて。後見に関する地域ネットワークの構築の必要性とともに、それらを推進し

ていく中核的存在について、説明をしていただく。（問い合わせ 竜円まで）

以上

※次回定例会は未定。

地域移行支援協議会について報告

サンワーク相談支援事業所じよいたむ 松田 武丈

平成29年8月24日(木)10月26日(木)15時半～サンワーク南八幡ワークスにて開催された「平成29年度 第3回、第4回地域移行支援協議会」について以下のとおり報告致します。

1. 基幹相談支援センターえくる様より(8月24日)

従来の相談業務に加え障害福祉分野のネットワーク作り、地域移行支援、地域定着支援の推進に関する業務を行う観点より「いちかわ退院促進掘り起しチーム」提案

主旨：精神科病院に長期(1～5年程度)入院中の方への地域移行支援を市川の相談支援機関が連携してサポートする。サンワーク相談支援事業所を窓口を設定。通常の退院支援と同じく福祉サービスの調整 日中活動探し 住居探しをする。基幹病院、千葉PSW協会、保健所などにも相談しながら連携をとりたい。協力体制を作り、各病院をまわる。院内の定期的なワーカーのミーティングの場などに入っていきたい。退院させられるだろうか?の方も視野に入れ取り組んでいきたい。今後浦安市基幹とも連名で動きたい。

■進捗状況報告(10月26日)

名称を「YOU&I地域移行プロジェクト」に決定。両市の基幹も入って動き出したところ。総武病院に行ってお話をしたが連絡はまだない。ソーシャルワーカーにも話しながら掘り起しを進めていく予定。浦安市の基幹とも相談しながら今後どこの病院に行くかを検討していく。

2. 精神障害をお持ちの方を対象とした地域包括ケアシステムの構築について

(市川市障害者支援課 池澤様よりご説明とご依頼) 新たな障害福祉計画を策定するにあたり基本指針の中に精神障害者の方にも対応した地域包括ケアシステムの構築が成果目標として掲げられており、市川市としては当地域移行支援協議会を、システム作りをする協議の場として位置づけさせてほしいという依頼があり受諾。今後協議の場となるが協議会としての基本路線は同じ。地域包括ケアシステム作りに向けて議論を重ねながら動向を検討。不足な社会資源、仕組みの整備など市川市としては政策的課題として把握できるようなシステムの構築を目指したいとのこと。

3. 29年度 事業所見学会について

退院後の地域生活において利用可能な社会資源を知ってもらうことを目標に、医療スタッフ(医師、看護師、薬剤師など)の方を主に対象。以下日程

Mネット 11月15日 ほっとハート 12月8日 サンワーク 12月14日

それぞれ日中活動の場を中心に見学を予定。

4. 事例検討会開催 …現在地域移行利用中のケースについてケース検討(8月24日)

■10月26日～進捗状況報告

退院となり地域定着支援にサービスを切り替え、今後地域生活の支援を行うことになる。

5. 9月29日(金)開催 中山病院 院内研修について報告(10月26日)

院内研修の一環として主に院内スタッフを対象に事業内容の説明、実践例の紹介、地域移行支援を実際に利用して退院した当事者の方に体験談を語ってもらった。

病棟の中に入って患者様に直接話が出来れば地域移行の促進に繋がるだろうと現場の方の声もあり今後介入するきっかけを作りたい。

障害児支援連絡会・活動報告

○10月24日(10:00~12:00)に情報交換会を実施しました。

(当日の参加者)

- ・特別支援学校、教育委員会、市川市社協、市川市保健センター、発達支援課、障害者支援課、障害児支援関係事業所の関係者計70数名。

(当日の次第(抜粋))

- ・事務連絡:

発達支援課より、ライフサポートファイルの普及と活用への協力依頼、セミナーに関する広報等について。

障害者支援課より、関連するセミナー及び研修会の広報について。

- ・シンポジウム形式の意見交換会:

須和田の丘支援学校及び県立市川特別支援学校のコーディネーター(2名)による基調講義

各校の紹介VTRの映写および解説等と、学校側からの福祉事業所等への質問等の提示

福祉事業所側からの学校側への質問等の提示

意見交換

まとめ

(意見交換の内容(概略))

- ・質問事項については双方で回答し合うようにしながら意見交換を行いました。

- ・学校側からの福祉事業所への質問等の内容について

放課後デイ事業所では、年少生徒と年長生徒をどのように対応しているのか。

放課後デイ事業所の送迎の際に、「一人送迎」の事業所があるが、事故等の際の対応等はどうしているのか?

就学に向けた情報提供はされているのか?

性に対する対応はどうしているのか?性教育を実施したりするのか?

スマイルプランについて認知されているのか?

保護者の事情で登下校が難しい生徒がいて、結果として不登校になったりしている。通学に関する福祉支援はないのか?

生徒の怪我に関する学校及び事業所の保護者への連絡の方法について。

- ・福祉事業所から学校側への質問等の内容について

関係者会議等への教員等の参加は可能なのか?また、どのように依頼すれば良いのか?

学校は放課後デイに何を期待しているのか?

保護者や家族への学校側の支援体制はどのようになっているのか?

予定されている下校時間がばらつくことがあるが何故なのか?

卒業生に対するフォローやケアはどうしているのか?

サービス利用計画や障害児支援利用計画を知っているのか?

情緒学級ではどのような生徒が在籍しているのか?どのような教育をしているのか?

市内の支援学級や支援学校の設置状況について。

(保戸塚 記)

平成 29 年 11 月 14 日
自立支援協議会生活支援部会

生活支援部会報告

生活支援部会より、下記について報告いたします。

1 地域生活支援拠点に関する検討について

今年度生活支援部会として地域生活支援拠点について引き続き検討を重ねてきました。
(地域生活支援拠点の基本的な機能については、報酬改訂資料の P8 をご参照ください)

今後、具体的な内容の検討を行うにあたり、対象別、状況別の拠点のあり方に関するたたき台を作成するため、ワーキングチームを作り、部会とは別に、協議の場を持ち、検討することとなりました。

下記(1)(2)の2つのワーキングチームにて活動することを予定しています。

(1) 主に知的障害がある方、重心の方についての検討

対象者：家族がいるが高齢化している。緊急時に備えた仕組が必要である

拠 点：登録制

体験宿泊が可能であることが望ましい

事前にコーディネイターが状況を把握している

(2) 主に精神障害がある方、重心で他の制度の利用があまりない方についての検討

対象者：障害等はあるが、何とか生活してきた

もしくは家族も含め非常に不安定で支援の継続が困難

拠 点：事前登録制になじまない 突発的

医療（入院）との住み分けが難しい

入院には至らない場合の利用に限りたい

体験宿泊は重要だが、トラブル等が予測される

コーディネイターの事前把握が困難もしくは対応に苦慮する可能性あり

共通する課題としては、下記があげられる

- ・コーディネート（相談や泊まる場の調整）のあり方
- ・宿泊の場のスタッフの確保
- ・情報共有や連携の方法（個人情報も含め）

2 アンケート調査について（添付資料有り）

グループホーム連絡協議会および日中活動連絡会からの提案による調査について、自立支援協議会生活支援部会として協力し実施することについてご了承いただけるとありがたいです。調査結果については後日報告いたします。

3 地域生活支援拠点に関する資料の共有について

国の報酬改訂に関する会議資料で地域生活支援拠点について触れていますので、共有いたします。

平成29年11月吉日

市川市通所施設利用者・職員の皆様

市川市自立支援協議会

生活支援部会

(担当：グループホーム等連絡協議会)

趣意書

(市川市グループホームニーズ調査)

拝啓

皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は市川市自立支援協議会・生活支援部会におきまして市川市内グループホームに関するご意見の把握と、今後の障害福祉、特に住まいの場の課題の抽出と、市政への提言を目的と致しまして、グループホームニーズ調査を執り行う運びとなりました。

つきましては、貴事業所に通所なさっているご本人・ご家族のグループホームへのご希望・思い及び、ご本人の支援者様のご意見をお伺いしたいと存じます。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが2月28日までに貴事業所で取りまとめのほどよろしく願いいたします。なにとぞご協力をお願い申し上げます。

敬具

1. 対象者 **市川市民かつ、現在グループホームに入居していない方**

2. 調査方法

【利用者・ご家族の皆様】

「グループホームについてのアンケート①」をご記入の上、施設職員様へご提出。

【支援者の皆様】

「グループホームについてのアンケート②」をご記入の上、貴事業所にて「アンケート①」と「アンケート②」を利用者ごとに取りまとめのご協力をお願いいたします(3月1日以降、担当者が回収に伺います。)

3. 問い合わせ先

市川圏域グループホーム等連絡協議会事務局

社会福祉法人 市川レンコンの会 グループホーム等支援ワーカー 武田 陽一

(047-314-1151)

平成29年11月吉日

市川障害児者相談支援事業所連絡協議会の皆様

市川市自立支援協議会

生活支援部会

(担当：グループホーム等連絡協議会)

市川市グループホームニーズ調査ご協力をお願い

拝啓

皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は市川市内グループホームに関するご意見の把握と、今後の課題の抽出を目的と致しまして、グループホームニーズ調査を執り行う運びとなりました。

つきましては、居宅介護ご利用のご本人・ご家族のグループホームへのご希望・思い及び、ご本人の支援者様のご意見をお伺いしたいと存じます。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが2月28日までに貴事業所で取りまとめのほどよろしく願いいたします。なにとぞご協力をお願い申し上げます。

敬具

1. 対象者 **①市川市民 ②居宅介護のみの利用者 ③アクセス・いちされん未登録者
①②③いずれの条件も満たす方**

2. 調査方法

【利用者・ご家族の皆様】

「グループホームについてのアンケート①」をご記入の上、ご利用の「相談支援事業所」様へご提出。

【支援者の皆様】

「グループホームについてのアンケート②」をご記入の上、貴事業所にて「アンケート①」と「アンケート②」を利用者ごとに取りまとめのご協力をお願いいたします。ご提出はIS ネット事務局中里様へお願いいたします。

(メールでのご提出の場合、nakazato-h@minamidaigoko.jpまで)

FAX でのご提出の場合、**047-339-5561【やまぶき園】**まで)

3. 問い合わせ先

市川圏域グループホーム等連絡協議会事務局

社会福祉法人 市川レンコンの会 グループホーム等支援ワーカー 武田 陽一

(047-314-1151)

市川障害児者相談支援事業所連絡協議会事務局長

社会福祉法人 南台五光福祉協会 やまぶき園 中里 仁美 (047-320-7241)

平成29年11月吉日

市川市通所施設利用者・職員の皆様

市川市自立支援協議会

生活支援部会

(担当：グループホーム等連絡協議会)

市川市グループホームニーズ調査ご協力をお願い

拝啓

皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は市川市内グループホームに関するご意見の把握と、今後の課題の抽出を目的と致しまして、グループホームニーズ調査を執り行う運びとなりました。

つきましては、貴事業所に通所なさっているご本人・ご家族のグループホームへのご希望・思い及び、ご本人の支援者様のご意見をお伺いしたいと存じます。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが2月28日までに貴事業所で取りまとめのほどよろしくお願いいたします。なにとぞご協力をお願い申し上げます。

敬具

1. 対象者 **市川市民かつ、現在グループホームに入居していない方**

2. 調査方法

【利用者・ご家族の皆様】

「グループホームについてのアンケート①」をご記入の上、施設職員様へご提出。

【支援者の皆様】

「グループホームについてのアンケート②」をご記入の上、貴事業所にて

「アンケート①」と「アンケート②」を利用者ごとに取りまとめのご協力を

お願いいたします（3月1日以降、担当者が回収に伺います。）。

3. 問い合わせ先

市川圏域グループホーム等連絡協議会事務局

社会福祉法人 市川レンコンの会 グループホーム等支援ワーカー 武田 陽一

(047-314-1151)

平成29年11月吉日

こころの健康を守る家族会松の木会の皆様

市川市自立支援協議会

生活支援部会

(担当：グループホーム等連絡協議会)

市川市グループホームニーズ調査ご協力をお願い

拝啓

皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は市川市内グループホームに関するご意見の把握と、今後の課題の抽出を目的と致しまして、グループホームニーズ調査を執り行う運びとなりました。

つきましては、松の木会様に関わるご本人・ご家族のグループホームへのご希望・思い・ご意見をお伺いしたいと存じます。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが2月28日までに遠藤様で取りまとめのほどよろしくお願いいたします。なにとぞご協力をお願い申し上げます。

敬具

1. 対象者 **市川市民かつ、訪問看護以外の障害福祉サービス未利用の方**

2. 調査方法

「グループホームについてのアンケート①」をご記入の上、遠藤様へご提出。

(3月1日以降、担当者が回収に伺います。)

3. 問い合わせ先

市川圏域グループホーム等連絡協議会事務局

社会福祉法人 市川レンコンの会 グループホーム等支援ワーカー 武田 陽一

(047-314-1151)

平成29年11月吉日

特定非営利活動法人いちされんの皆様
いちされん・アクセスご登録者様

市川市自立支援協議会
生活支援部会
(担当：グループホーム等連絡協議会)

市川市グループホームニーズ調査ご協力をお願い

拝啓

皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は市川市内グループホームに関するご意見の把握と、今後の課題の抽出を目的と致しまして、グループホームニーズ調査を執り行う運びとなりました。

つきましては、いちされん・アクセスへご登録なさっているご本人・ご家族のグループホームへのご希望・思い及び、ご本人の支援者様のご意見をお伺いしたいと存じます。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが2月28日までに貴センターで取りまとめのほどよろしくお願いいたします。なにとぞご協力をお願い申し上げます。

敬具

1. 対象者 **市川市民かつ、現在グループホームに入居していない方**

2. 調査方法

【ご登録者・ご家族の皆様】

「グループホームについてのアンケート①」をご記入の上、いちされん・アクセス様へご提出。

【支援者の皆様】

「グループホームについてのアンケート②」をご記入の上、貴センターにて「アンケート①」と「アンケート②」を利用者ごとに取りまとめのご協力を願います(3月1日以降、担当者が回収に伺います。)

3. 問い合わせ先

市川圏域グループホーム等連絡協議会事務局

社会福祉法人 市川レンコンの会 グループホーム等支援ワーカー 武田 陽一

(047-314-1151)

グループホームについてのアンケート①(本人・家族のみなさま)

注：既にグループホームに入居されている方は回答の必要はございません。

作成：市川圏域グループホーム等連絡協議会

氏名のイニシャル() 性別 男・女
障害支援区分(非該当・1・2・3・4・5・6・未認定)
年齢 10代・20代・30代・40代・50代・60代以上
障害種別(所持している手帳) 身体・知的(療育)・精神保健福祉・手帳なし

グループホーム利用について伺います。

グループホームとは？

身体障がい・知的障がい・精神障がいなどの方が、世話人の支援を受けながら地域のアパート・マンション・一戸建てなどで生活する居住の場です。
入所施設と異なり、数人単位で普通の住宅で暮らす場です。

1. 将来グループホームの利用を希望しますか？(○印をつけてください)

はい(→2へ)・いいえ(→4へ)

2. 1で「はい」とお答えになった方にお聞きします。

グループホームへの入居時期はいつごろをお考えですか？(○印をつけてください)

すぐ・一年以内・1～2年以内・2年～3年以内・3～4年以内・将来的に・よくわからない

3. グループホームを希望する主な理由をお聞かせください

自立に向けて・なんとなく安心・家族による介護が困難・世帯分離が必要・入院、入所施設の次の住まいとして

その他(具体的に：)

4. すべての方にお聞きします。

相談支援事業所でサービス等利用計画を相談支援専門員さんに作ってもらっていますか？

(○印をつけてください)

はい・いいえ・セルフプラン・よくわからない

ご協力ありがとうございました。

グループホームについてのアンケート②（支援者の皆様）

注：既にグループホームに入居済みの対象者は回答の必要はありません。

作成：市川圏域グループホーム等連絡協議会

利用者氏名イニシャル（ ） 性別 男・女
障害支援区分（非該当・1・2・3・4・5・6・未認定）
年齢 10代・20代・30代・40代・50代・60代以上
障害種別（所持している手帳） 身体・知的（療育）・精神保健福祉・手帳なし

差し支えなければ支援者の方の事業所をお聞かせください

（事業所名： ）

グループホーム利用について伺います。

1. この方はグループホームを利用した方が良いと思えますか？

はい（→2へ）・いいえ（→7へ）

2. 1で「はい」とお答えになった方にお聞きします。

グループホームへの入居時期はいつごろだと思えますか？（○印をつけてください）

すぐ・一年以内・1～2年以内・2年～3年以内・3～4年以内・将来的に・よくわからない

3. グループホームを利用した方が良い客観的な理由をお聞かせください

家族による介護が困難・自立に向けて・世帯分離が必要・入院、入所施設の次の住まいとして
なんとなく安心・その他（具体的に： ）

4. この方にふさわしいグループホームの住居タイプをお聞かせください（○印をつけてください）

一軒家タイプ・2LDK等アパートタイプ・ワンルームタイプ・よくわからない
その他（具体的に： ）

5. この方にふさわしいグループホームの夜間支援体制についてお聞かせください。（○印をつけてください）

夜勤従事者あり・宿直従事者あり・主に夜間電話対応・よくわからない
その他（具体的に： ）

6. この方のグループホームの利用目的はどれだと思えますか？（○印をつけてください）（回答後8へ→）

終の棲家として・単身生活へのステップアップの場として・よくわからない
その他（具体的に： ）

7. 1で「いいえ」とお答えになった方にお聞きします。

この方の将来的な住まいをどのようにお考えですか？（○印をつけてください）（回答後8へ→）

入所施設・支援なしの単身生活・支援（ヘルパー等）ありの単身生活・現在の住まいのまま・
友人と暮らす・結婚して所帯を持つ・特に考えていない

その他（具体的に： ）

8. すべての方にお聞きします。

相談支援事業所でサービス等利用計画を相談支援専門員さんに作ってもらっていますか？

（○印をつけてください）

自分が相談支援専門員・はい・いいえ・セルフプラン

ご協力ありがとうございました

日中活動事業所各位

平成29年11月 吉日

市川市自立支援協議会
生活支援部会
(担当 日中活動連絡会)

“高齢家族(利用者が50歳以上)に関する調査”の実施について(依頼)

晩秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市川市自立支援協議会「生活支援部会」では、“いちかわハートフルプラン”にも掲げております「地域生活支援拠点事業」について、検討を進めております。市川市において、「地域生活支援拠点」を整備していく上では、特に「高齢家族」への対応が、喫緊の課題として考えられています。

そこで、「生活支援部会」では、「地域生活支援拠点」構想の足掛かりとして、まずは、高齢家族への実態調査をさせて頂くことになりました。

つきましては、本調査は、“高齢家族に関する調査”という特徴から、利用者及び家族への調査では、負担が大きいと思われる為、日々利用者の皆様と接している日中事業所のご協力を仰ぎたいと考えました。そこで、本調査は、日中活動連絡会が担当し、下記の要領にて実施させて頂きたいと存じますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

ご回答頂きました結果につきましては、統計的な処理を行ったうえで、実態把握基礎データとして、「地域生活支援拠点事業」の整備、また、将来的な暮らしの場を考察するうえでの基礎資料として活用させていただきますのでよろしくお願い致します。

記

- 1、調査対象 市川市内日中活動事業所(指定事業所単位)及び障害者就労支援センター「アクセス」(利用者の年齢が50歳以上の高齢家族)
- 2、調査期間 平成29年11月～12月20日
- 3、回答期限 平成29年12月20日(水)
- 4、送付先 返信用 メールアドレス ibuki1987@rose.plala.or.jp
(別紙回答用紙のみ送信して下さい。)
- 5、お問合わせ 日中活動連絡会
幹事 森田 371-4172 (ぼらりす内)
関口 396-6886 (ふれんど舎内)

高齢家族に関する実態調査

2017. 11. 吉日

- 1. 調査目的
市川市における日中活動事業所利用者の家族の高齢化について実態を調査し、将来的な暮らしの場の整備及び地域生活拠点事業を考察する上での基礎資料とする
- 2. 調査対象
市内日中活動事業所・市川市障害者就労支援センター「アクセス」
- 3. 調査方法
調査用紙配布及び回収(電子メール)
- 4. 調査時期
平成29年11月～12月20日
- 5. 調査内容

項目	内容	備考
事業者のこと	法人名 事業所名 住 所 主な利用者 サービス種別 定員 契約者数 50歳以上の利用者数	基礎情報
50歳以上の利用者について	性別	
	障害種別	身体・精神・知的・その他
	年齢	
	現在の暮らし方	父母との同居の有無 一人暮らし GH
	健康状態	医療の必要性
	通所の頻度	通所が可能な状態であるか?
	通所方法	送迎の有無
	サービスの利用状況	移動支援、居宅、計画相談、介護保険等
家族(介護者)について	短期入所の利用状況	緊急時及び1年以内の利用状況
	父	同居の有無・年齢・健康状態 介護保険利用状況
	母	同居の有無・年齢・健康状態 介護保険利用状況
その他		

高齢家族に関する調査（記入注意事項）

2017.10.26 現在

（回答は別紙回答データシートへ記入して下さい）

I. 法人名

II. 事業所名

住 所

電 話

記入者名

注意点 アンケートは、指定事業所単位でご回答ください。（主たる事業所が、従たる事業所分もまとめて記入します。）

多機能の場合はサービスごとに回答用紙を替えて記入します。回答は1つのサービスごとの回答となります。

III. 主な利用者（複数回答可）

- ① 身体障害 ② 精神障害 ③ 知的障害 ④ その他

IV. サービス種別

- ① 生活介護 ② 就労継続支援 B ③ 就労継続支援 A ④ 自立訓練（機能訓練） ⑤ 自立訓練（生活訓練）

- ⑥ 就労移行支援 ⑦ 地域活動支援センター ⑧ その他

注意点 多機能の場合、サービス種別ごとに分けて、回答用紙は別に記入します。

V. 定員 [] 名 契約者数 [] 名 50歳以上の利用者数 [] 名

注意点 サービス種別ごとの定員を記入します。

3

● 50歳以上の利用者について質問します。（利用者1人につき、全設問にご回答をお願いします。）

設問1

50歳以上の利用者の性別をお答え下さい。

- ① 男性 ② 女性

設問2

50歳以上の利用者の障害種別をお答えください。

- ① 身体障害 ② 精神障害 ③ 知的障害 ④ その他

設問3

50歳以上の利用者の年齢をお答えください

- ① 50歳以上 60歳未満 ② 60歳以上 65歳未満 ③ 65歳以上

設問4

50歳以上の利用者の現在の暮らし方をお答えください。

- ① 父母と同居 ② 父と同居 ③ 母と同居 ④ 兄弟と同居 ⑤ 一人暮らし ⑥ グループホーム ⑦ その他

設問5

50歳以上の利用者の健康状態及び通院の状況についてお尋ねします。

（設問5-1） 疾病の有無についてお答えください。

- ① 疾病あり ② 疾病なし

4

(設問5-2) 定期通院(例:毎月、半年毎、1年毎等)の有無についてお答えください。

- ① 定期通院あり ② 定期通院なし

(設問5-3) 通院の付き添いは、どなたが行っていますか。(複数回答可)

- ① 付き添いの必要なし ② 父母 ③ 父母以外の家族 ④ 通所の支援者 ⑤ 居宅介護または移動支援スタッフ
⑥ 相談支援専門員 ⑦ 不明 ⑧ その他

設問6

50歳以上の利用者の通所状況についてお尋ねします。

(設問6-1) 1ヶ月あたりの通所の頻度を教えてください。

- ① ほぼ毎日 ② 週4日程度 ③ 週3日程度 ④ 週2日程度 ⑤ 週1日以下

(設問6-2) この1年以内において、通所の頻度に変化がありましたか。

- ① 増えた ② 減った ③ 変化はない

設問7

50歳以上の利用者の通所方法を教えてください。

- ① 自力通所 ② 家族による単独送迎 ③ 事業所の拠点送迎 ④ 事業所のドアツードア送迎 ⑤ その他

設問8

50歳以上の利用者が利用しているサービスを教えてください。(複数回答可)

- ① 移動支援 ② 行動援護 ③ 重度訪問介護 ④ 居宅介護 ⑤ 短期入所 ⑥ 日中一時 ⑦ 計画相談
⑧ 成年後見 ⑨ 訪問看護 ⑩ 介護保険 ⑪ その他

設問9

50歳以上の利用者の家族の緊急時対応についてお尋ねします。

(設問9-1) ここ1年以内において、家族の緊急時に短期入所を利用しましたか。

- ① はい ② 希望したが、利用できなかった。 ③ 希望しなかった。

(設問9-2) 家族の緊急時に、短期入所以外で対応したことはありますか。(複数回答可)

- ① 日中事業所の職員が対応した。 ② 相談支援専門員と連携した。 ③ 親以外の親族が対応した。 ④ 何もできなかった。

(設問9-3) 家族の緊急時に、主に動いてくれた人は誰ですか。

- ① 通所の支援者 ② 相談支援専門員 ③ アクセス ④ える ⑤ がじゅまる ⑥ 障害者支援課 ⑦ その他

設問10

ここ1年以内において、定期的に短期入所を利用していますか。

- ① はい ② 希望しているが、利用できない。 ③ 希望していない。

●上記ご回答の利用者について、そのご家族の状況について質問します。(利用者1人につき、全設問にご回答をお願いします。)

設問11

父親の年齢についてお答え下さい。

- ① 70歳未満 ② 70歳以上 75歳未満 ③ 75歳以上 80歳未満 ④ 80歳以上 85歳未満 ⑤ 85歳以上 90歳未満
⑥ 90歳以上 95歳未満 ⑦ 95歳以上 100歳未満 ⑧ 100歳以上 ⑨ 他界 ⑩ 不明

～設問11で、⑨以外を選択した方に、以下の設問12・13・14に答えてください。～

設問12

父親は利用者と一緒に暮らしていますか。

- ① 一緒に暮らしている ② 施設や病院等で暮らしている ③ 不明

設問13

父親の健康状態をお答えください。

- ① 健康 ② 疾病あり ③ 認知症が疑われる ④ 不明

設問14

父親の介護保険の利用状況をお知らせください。

- ① 利用あり ② 利用なし ③ 不明

設問15

母親の年齢についてお答え下さい。

- ① 70歳未満 ② 70歳以上 75歳未満 ③ 75歳以上 80歳未満 ④ 80歳以上 85歳未満 ⑤ 85歳以上 90歳未満
⑥ 90歳以上 95歳未満 ⑦ 95歳以上 100歳未満 ⑧ 100歳以上 ⑨ 他界 ⑩ 不明

～設問15で、⑨以外を選択した方に、以下の設問16・17・18に答えてください。～

設問16

母親は利用者と一緒に暮らしていますか。

- ① 一緒に暮らしている ② 施設や病院等で暮らしている ③ 不明

7

設問17

母親の健康状態をお答えください。

- ① 健康 ② 疾病あり ③ 認知症が疑われる ④ 不明

設問18

母親の介護保険の利用状況をお知らせください。

- ① 利用あり ② 利用なし ③ 不明

以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。

8

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

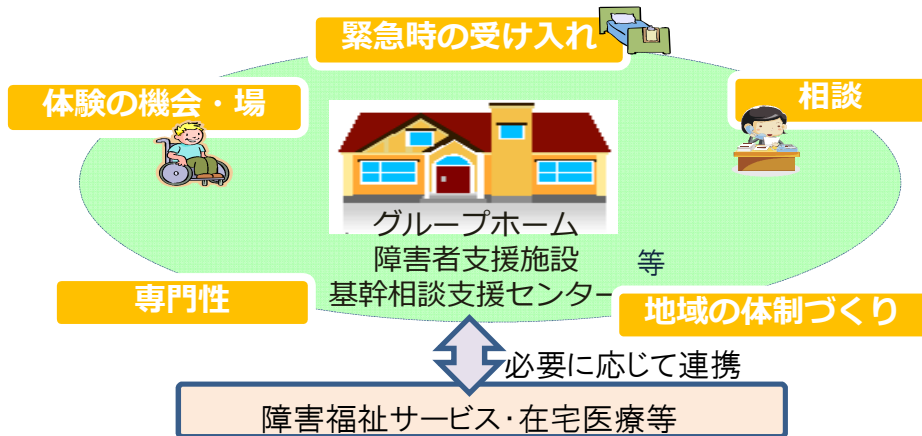
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

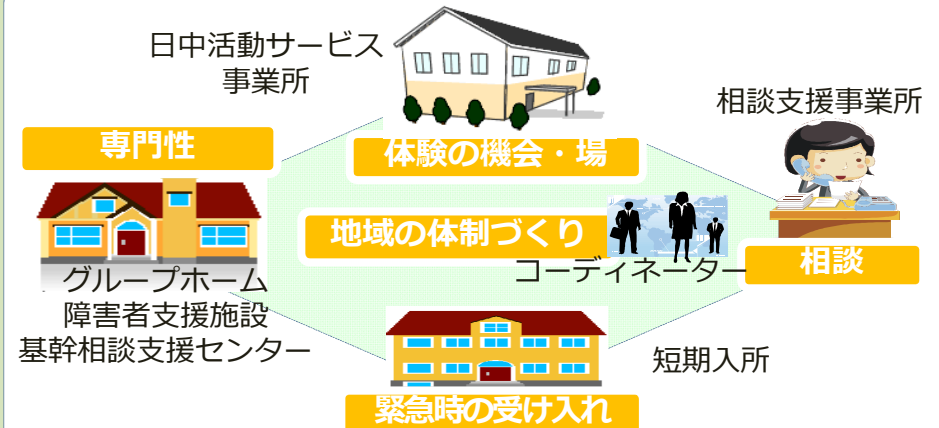
市町村(圏域)

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

地域生活支援拠点等について 《論点等》

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(平成29年4月1日時点)(概要)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成29年4月1日時点で、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数:1741、圏域数:141)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村	9圏域
平成29年9月末までに整備予定	5市町村	2圏域
平成29年度末までに整備予定	75市町村	32圏域
平成30年度に整備予定	64市町村	11圏域
未定	1025市町村	87圏域

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点型	25市町村	4圏域
面的整備型	283市町村	85圏域
多機能拠点型+面的整備型	45市町村	3圏域
その他	0市町村	0圏域
未定	853市町村	49圏域

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成28年9月1日調査			平成29年4月1日調査	
平成28年9月1日時点で整備済み	20市町村 2圏域	+17市町村 + 7 圏域	平成29年4月1日時点で整備済み	37市町村 9圏域
平成28年度に整備予定	8市町村 0圏域		平成29年9月末までに整備予定	5市町村 2圏域
平成29年度に整備予定	256市町村 79圏域	▲181市町村 ▲ 47 圏域	平成29年度末までに整備予定	75市町村 32圏域
未定	938市町村 56圏域	+ 87市町村 + 31 圏域	平成30年度に整備予定	64市町村 11圏域
			未定	1025市町村 87圏域

② 整備類型について(予定含む)

平成28年9月1日調査			平成29年4月1日調査	
多機能拠点型	42市町村 2圏域	▲17市町村 + 2 圏域	多機能拠点型	25市町村 4圏域
面的整備型	235市町村 69圏域	+48市町村 +16 圏域	面的整備型	283市町村 85圏域
多機能拠点型+面的整備型	26市町村 4圏域	+19市町村 ▲ 1 圏域	多機能拠点型+面的整備型	45市町村 3圏域
その他	0市町村 0圏域	±0市町村 ±0 圏域	その他	0市町村 0圏域
未定	919市町村 62圏域	▲66市町村 ▲13 圏域	未定	853市町村 49圏域

地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは現行の成果目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
 - 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
 - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
 - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
 - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
 - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
 - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集の作成、周知。

【成果目標(案)】 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的には必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書～(平成27年12月14日) <抜粋>

II 基本的な考え方

1. 新たな地域生活の展開

(1) 本人が望む地域生活の実現

- 地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、**地域生活を支援する拠点の整備を進める**とともに、本人の意思を尊重した地域生活を支援するための方策や重度障害者に対応したグループホームの位置付け等について、対応を行う必要がある。

III 各論点について

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

(2) 今後の取組

(地域生活を支援する拠点)

- 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所による緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

7. 精神障害者に対する支援について

(2) 今後の取組

(地域生活を支援する拠点とサービス)

- 精神障害者の地域移行や地域定着を支援するためにも、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者に対し、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所による緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

(2) 今後の取組

- 地域で生活する高齢障害者等に対し、平成27年度に実施している地域生活支援拠点に関するモデル事業の成果も踏まえつつ、**地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき**である。その際、グループホームにおける重度者への対応の強化、地域生活を支援する新たなサービスとの連携、医療との連携、短期入所における緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センター等を中心とする拠点の機能の強化を図る必要がある。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○地域生活支援拠点事業の更なる推進のため、面的整備を行う場合には福祉・医療等の関係機関が連携し当該事業の推進を図った際に中心となって調整した事業所に対する評価が必要である。また、多機能拠点型の整備に関する予算の確保と報酬上の評価が必要である。	日本知的障害者福祉協会 他 (同旨：日本精神科病院協会、DPI日本会議)
2	○事業所等の整備に関する予算の確保、拠点事業の推進のため関わる事業についての加算評価を求める。	全国地域で暮らそうネットワーク
3	○平成26年度に提起された地域生活拠点においても、相談することができず地域で困難を抱えている障害者に対する対策が立てられていない。地域住民や関係者からの情報提供によって現場に赴くような事業(アウトリーチ)を障害者総合支援法もしくは地域生活拠点の事業とすることを検討する時期にきているのではないか。	全国精神保健福祉会連合会


地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等に係る論点

- 論点1 相談の機能について
- 論点2 緊急時の受け入れ・対応の機能について
- 論点3 体験の機会・場の機能について
- 論点4 専門的人材の確保・養成の機能について
- 論点5 地域の体制づくりの機能について


地域生活支援拠点等について

現状・課題

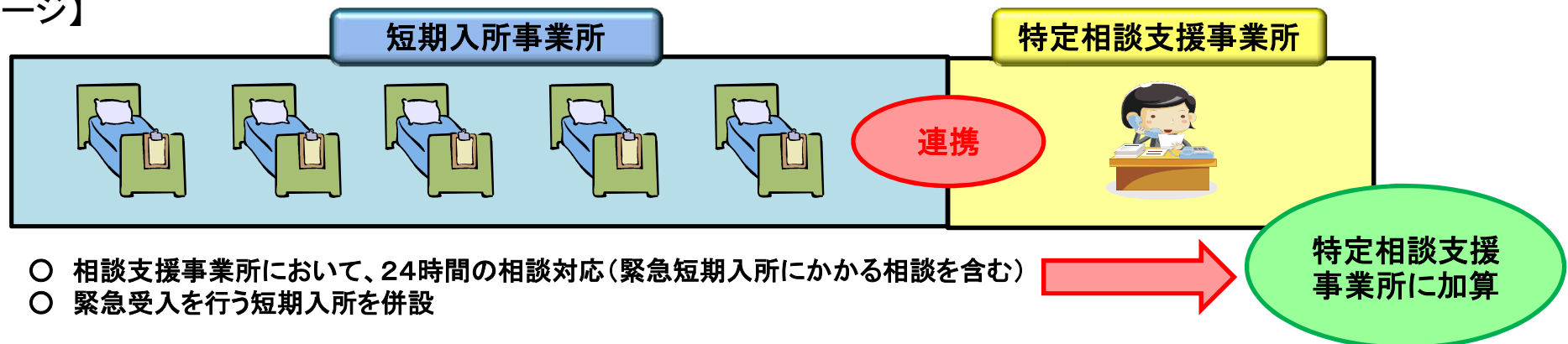
- 地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)について、地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要である。
 - 拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としている。
 - この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、拠点等の整備に際しての留意点等を通知し、また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
 - このような現状にある中で、第5期障害福祉計画の基本指針においては、必要な取組みを実施することを前提に、成果目標としては、引き続き、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としている。
 - なお、平成29年7月には拠点等の整備促進を図るための通知を発出しているが、平成29年4月時点における拠点等の整備状況については、46の自治体(障害保健福祉圏域含む)が整備済である。
- 
- 障害者総合支援法施行3年後の見直しについての報告書(平成27年12月14日)を踏まえ、整備を推進し、さらに、必要な機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)の充実・強化を図り、第6期障害福祉計画における拠点等の位置付けを見据えた議論が必要ではないか。
 - その際、必要な機能における体制支援、個別支援、調整面に係る報酬の位置付けについて、検討してはどうか。

【論点1】 相談の機能について

論 点

- 拠点等における相談の機能については、「基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能」と位置付けている。
 - 例えば、相談支援事業所に24時間対応できる相談支援専門員(コーディネーター)を配置した上で緊急受入を行う短期入所事業所と連携することを要件とする加算を創設することにより、夜間等に緊急の短期入所を必要とする利用者に対応できるようにするとともに、その利用者以外の障害者も対象とした24時間の緊急相談窓口としての対応の評価を検討してはどうか。
- 
- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、相談支援専門員(コーディネーター)として配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所へ受け入れた場合、報酬上評価することにしてはどうか。
 - なお、具体的な評価にあたっては、計画相談支援の既存の報酬上の評価との棲み分けについて、整理することにしてはどうか。
 - * 拠点等の機能を担う事業所においては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することと規定し、その旨の事業所であることを市町村に届け出ることを要件にしてはどうか。(各論点共通)

【イメージ】



【論点2】 緊急時の受け入れ・対応の機能について

論 点

- 拠点等における緊急時の受け入れ・対応の機能については、「短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能」と位置付けている。
- 平成27年度報酬改定において、短期入所の緊急短期入所体制確保加算や緊急短期入所受入加算の要件を見直したが、現状、これらの加算の算定率は低調にあり、その主な理由としては、「緊急利用に係る空床の確保が難しい」と考えられる。



- 拠点等における緊急時の受け入れ・対応の機能を強化する観点から、これらの加算の算定要件を実態として機能する要件に改めることにしてはどうか。
 - 具体的には、緊急利用に係る空床については確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算については廃止し、緊急の受け入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直してはどうか。
 - また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算することにしつつ、その間は、現行の定員超過利用減算は適用しないことにしてはどうか。
- ※ これらの加算の取扱いはこれまでどおり、拠点等の機能を「担う」「担わない」で算定の可否を分けることはしない。

緊急利用の状況について【1】

○ 緊急短期入所体制確保加算について、平成28年9月分の算定状況は、事業所類型全体では、「算定あり」が1.9%となっている。

【図1】

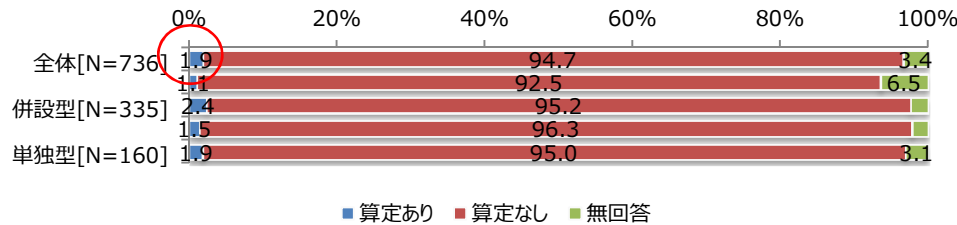
○ 緊急短期入所受入加算の平成28年9月分の算定状況は、事業所類型全体では、「緊急短期入所受入加算（Ⅰ）の算定あり」が1.1%、「緊急短期入所受入加算（Ⅱ）の算定あり」が0.1%となっている。【図2】

○ 平成28年9月に緊急短期入所体制確保加算の算定をしていない事業所に、算定をしない理由を聞いたところ、事業所類型全体では、「緊急利用枠の空床を確保しておくことが難しい」が53.2%と半数以上を占め、次いで、「緊急利用に対応できる職員の確保等が難しい」が35.6%となっている。【図3】

【①緊急短期入所体制確保加算の算定状況】

図1 緊急短期入所体制確保加算（平成28年9月分）

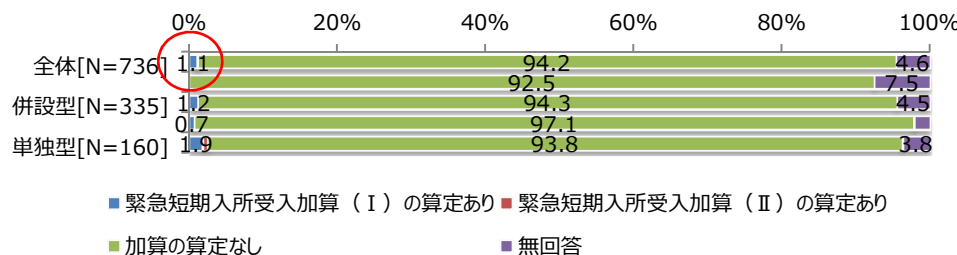
※ 図表1の傾向は、平成27年9月分・3月分においてもほぼ同様。



【②緊急短期入所受入加算の算定状況】

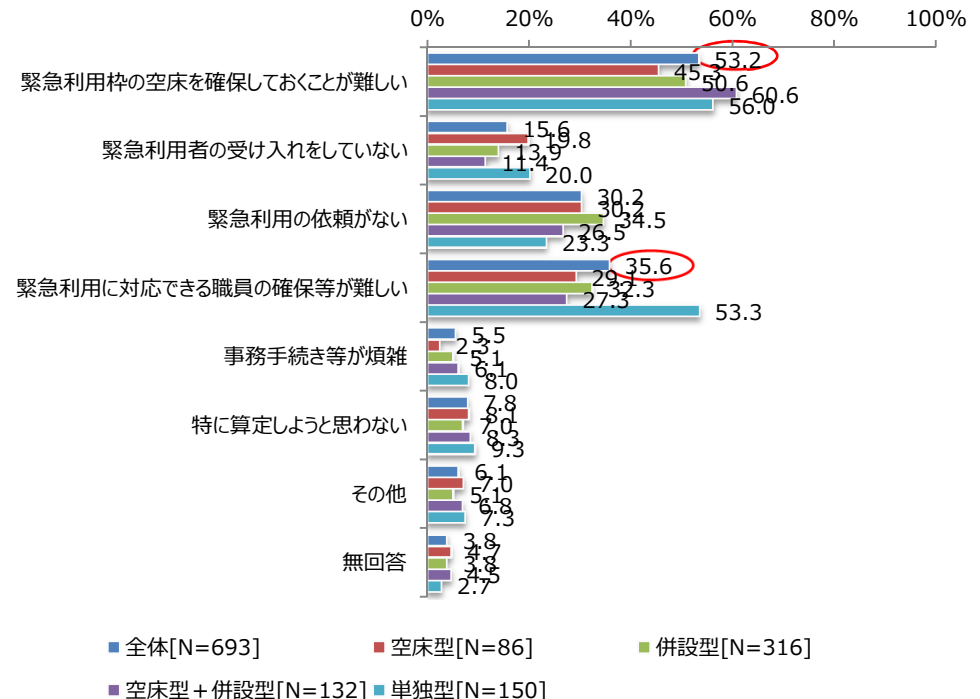
図2 緊急短期入所受入加算（平成28年9月分）

※ 図表2の傾向は、平成27年9月分・3月分においてもほぼ同様。



【③緊急短期入所体制確保加算の算定をしない理由】

図3 緊急短期入所体制確保加算の算定をしない理由〔複数回答〕

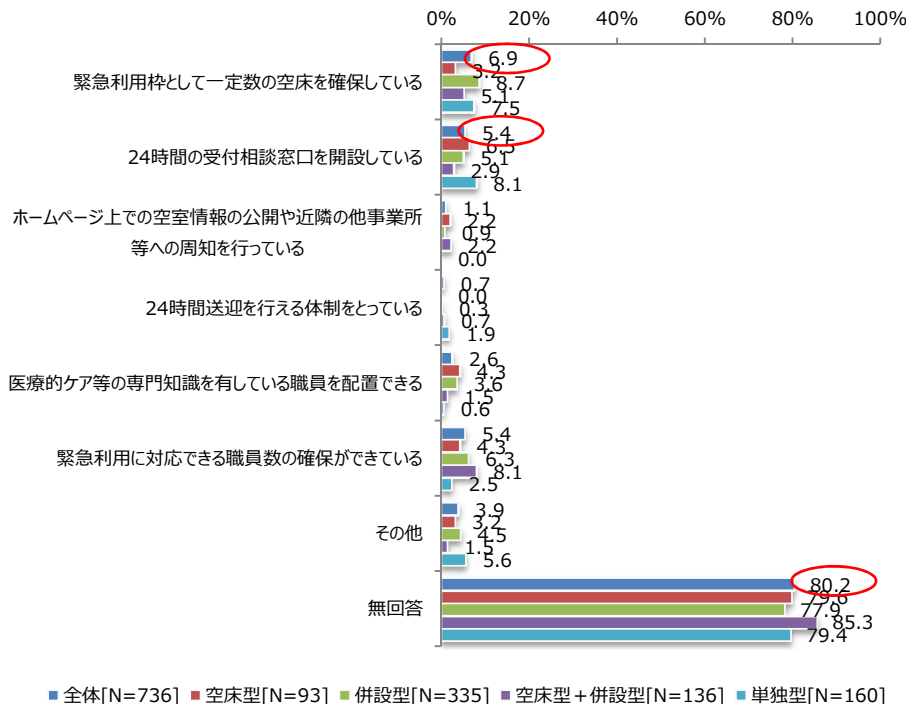


緊急利用の状況について【2】

- 緊急利用に対応するための体制整備の状況を聞いたところ、事業所類型全体では、無回答が80.2%となっており、特に体制整備を行っていない事業所が多いということがうかがえる。体制整備を行っていることとしては、「緊急利用枠として一定数の空床を確保している」が6.9%、「24時間の受付相談窓口を開設している」「緊急利用に対応できる職員数の確保ができている」がいずれも5.4%となっている。【図4】
- 緊急利用に対応の際の課題について聞いたところ、事業所類型全体では、「緊急利用者の状態等の確認が難しく、十分な受け入れ体制がとれない」が53.0%と半数以上を占めており、次いで、「緊急利用者に行動障害等がある場合、他の利用者や家族等から苦情の出る不安がある」が29.9%となっている。【図5】

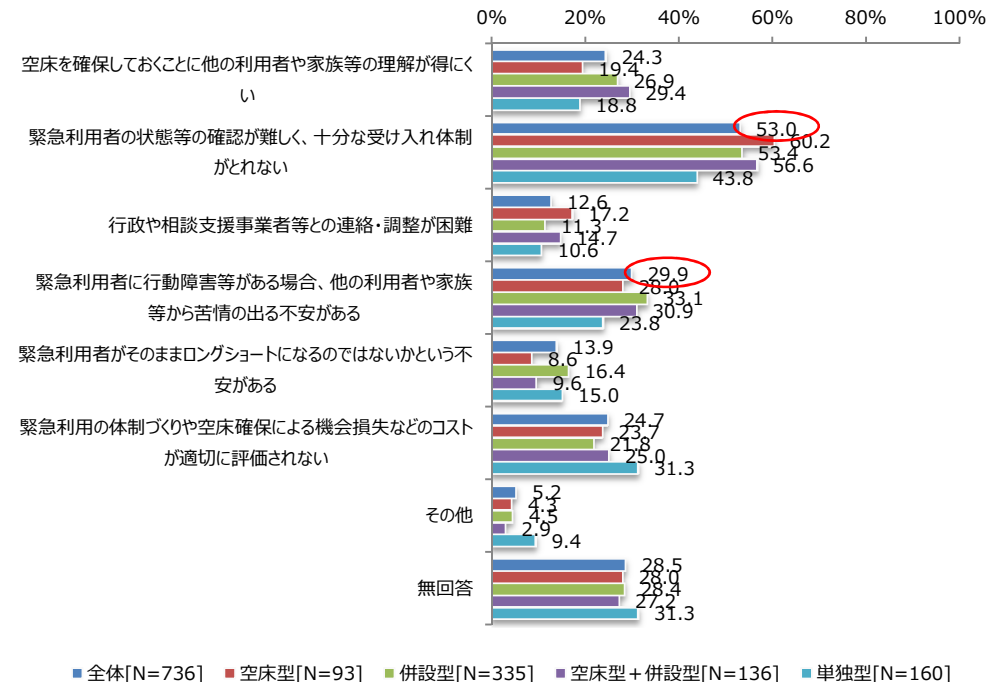
【④緊急利用に対応するための体制整備】

図4 緊急利用に対応するための体制整備〔複数回答〕



【⑤緊急利用に対応する際の課題】

図5 緊急利用に対応の際の課題〔複数回答〕

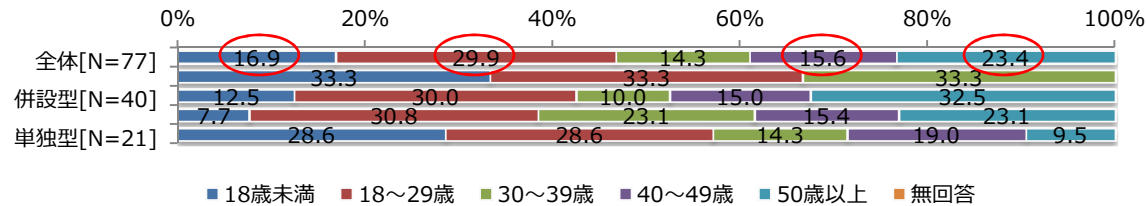


緊急利用の状況について【3】

- 平成28年9月における緊急利用該当者の状況を聞いたところ、合計77人分の回答があった。
- 年齢については、事業所類型全体では、「18～29歳」が29.9%、「50歳以上」が23.4%、「18歳未満」が16.9%、「40～49歳」が15.6%、「30～39歳」が14.3%となっている。【図5】
- 障害支援区分は、事業所類型全体では、「区分6」が26.0%、「区分5」が19.5%、「区分4」が16.9%となっており、区分の重い人が多い。【図6】
- 主たる障害については、事業所類型全体では、「知的」が63.6%、「身体」が31.2%、「精神」が5.2%となっている。【図7】

【⑥緊急利用の該当者】

図5 緊急利用該当者の年齢



※ 本間での空床型における回答人数は3人であり、標本数が少ないため、集計値は参考値扱いである。(以下同様)

図6 緊急利用該当者の障害支援区分

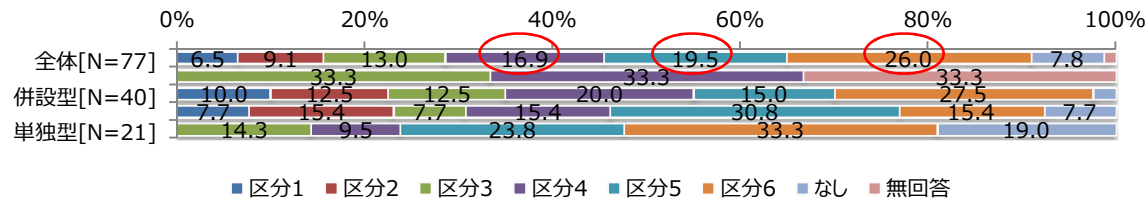
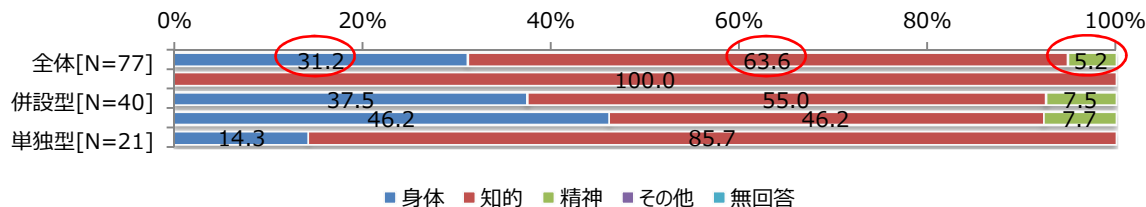


図7 緊急利用該当者の主たる障害



緊急利用の状況について【4】

- 障害特性については、事業所類型全体では、「重症心身障害児者」が15.6%、「強度行動障害」が11.7%となっている。これらの障害特性に該当しない人(無回答)が多い。【図8】
- 入所までの期間は、事業所類型全体では、平均で1.8日となっている。【図9】
- また、利用日数については、事業所類型全体では、平均で11.1日となっている。【図10】

図8 緊急利用該当者の障害特性〔複数回答〕

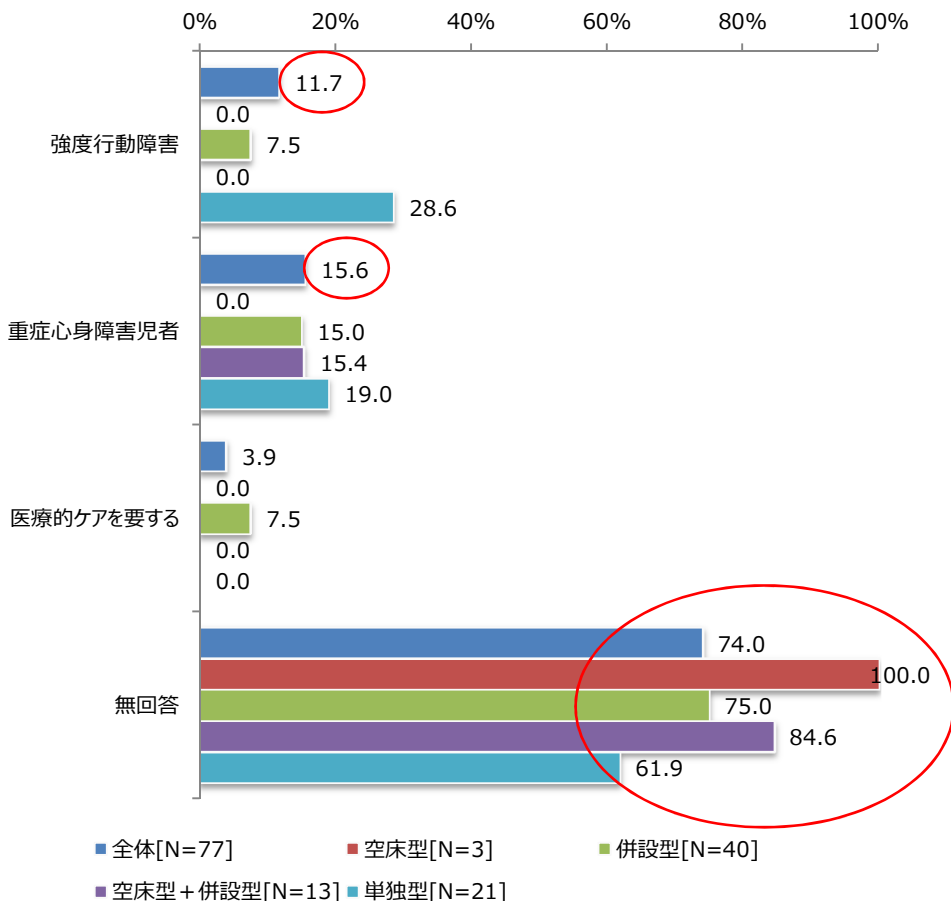


図9 緊急利用該当者の入所までの平均期間

	全体 [N=72]	空床型 [N=3]	併設型 [N=35]	空床型 + 併設型 [N=13]	単独型 [N=21]
平均期間 (日)	1.8	1.0	2.2	2.2	0.9

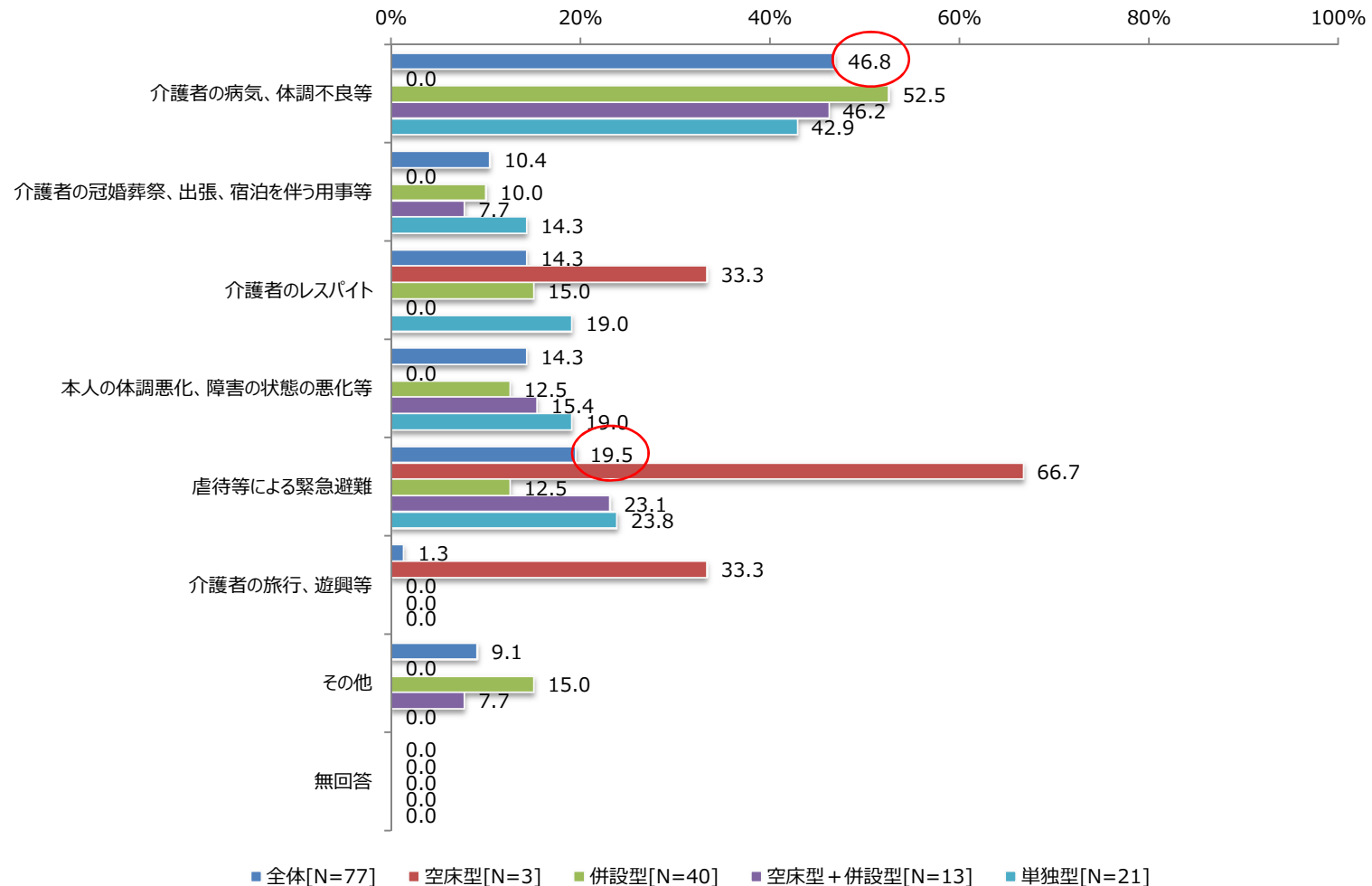
図10 緊急利用該当者の平均利用日数

	全体 [N=71]	空床型 [N=3]	併設型 [N=39]	空床型 + 併設型 [N=12]	単独型 [N=17]
平均日数 (日)	11.1	10.0	13.5	14.2	3.8

緊急利用の状況について【5】


○ 緊急利用の理由は、事業所類型全体では、「介護者の病気、体調不良等」が46.8%、「虐待等による緊急避難」が19.5%となっている。【図11】

図11 緊急利用該当者の利用理由〔複数回答〕



【論点3】 体験の機会・場の機能について

論 点

- 拠点等における体験の機会・場の機能については、「地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能」と位置付けている。
 - 平成27年度報酬改定において、地域移行支援の体験利用加算や体験宿泊加算の利用期間の制限を廃止したが、日中活動サービスの体験利用支援加算については、利用期間の制限は廃止していない。
 - 現状、生活介護の体験利用支援加算の算定率は低調にあり、その主な理由としては、「体験利用を支援するにあたっての調整等の負担がある」とことと考えられる。
- 
- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の体験利用支援加算について、日中活動の体験利用支援加算の利用期間の制限については廃止してはどうか。
 - また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援、日中活動サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動サービスの体験利用支援加算については、加算算定にあたってのそれらの記録を求めているが、事務負担軽減、報酬請求の判定に格差が生じないように簡易的な「体験利用計画(仮称)」の様式を示すことにしてはどうか。
 - さらに、体験を行うタイミング、体験後の見極めは短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、この加算の引き上げを行いつつ、初期期間の加算単価を高く設定し、その後は遞減制にすることにしてはどうか。
 - 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が、夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、地域移行支援事業所が緊急的に短期入所の「床」を確保し、日中活動サービスの事業所が体験の機会に係る支援を行うことについても評価することにしてはどうか。
- ※ 日中活動サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価に対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せた見直しを行う。

30年度改定案の青字斜体が改定案

30年度改定前	30年度改定案
<p>※ 障害福祉サービスの体験利用を行った場合に、15日以内(開始日から90日以内に限る)に限り算定</p> <p style="text-align: right;"><u>300単位/日</u></p>	<p>※ 障害福祉サービスの体験利用を行った場合に、15日以内(開始日から90日以内に限る)(→廃止)に限り算定</p> <p style="text-align: right;"> <u>単位/日(〇日から〇日目まで)</u> <u>単位/日(〇日目から〇日目まで)</u> </p>
<p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。</p> <p>(一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p>	<p>⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第5の5の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする(当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること)。(→※ 様式を示す。)</p> <p>(一) 体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>(二) 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整</p> <p>イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等</p> <p>ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(二)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。</p>

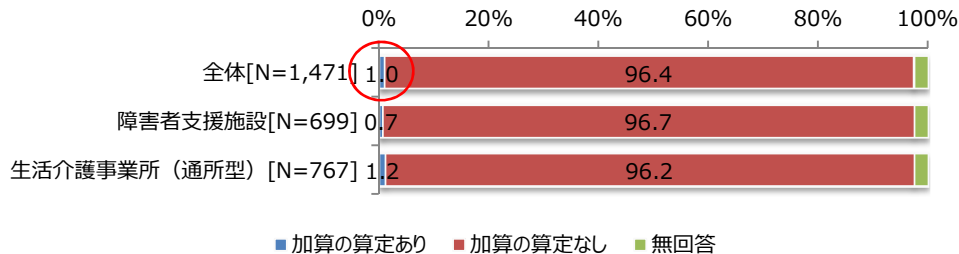
体験利用の状況について

- 障害福祉サービス体験利用支援加算について、平成28年9月分の算定は、事業所形態全体では、「加算の算定あり」が1.0%となっている。【図1】
- 平成28年9月における障害福祉サービスの体験利用の支援日数を聞いたところ、事業所形態全体では、回答のあった1,197事業所の支援日数合計は111日となっている。そのうち、体験利用支援の加算算定された日数合計は4日となっている。【表1】
- サービス体験利用の支援に関し、課題となることを聞いたところ、事業所形態全体では、「体験利用者への対応で、他の利用者へのケアが手薄になる」が40.1%と最も高い割合であり、次いで、「職員体制の関係で事前調整に十分な手間をかけられない」が33.1%、「体験利用者と他の利用者の関係性などに不安がある」が31.5%と続いている。【図2】

【①障害福祉サービス体験利用支援加算の算定状況】

図1 障害福祉サービス体験利用支援加算(平成28年9月分)

※ 図表1の傾向は、平成27年9月分・3月分においてもほぼ同様。



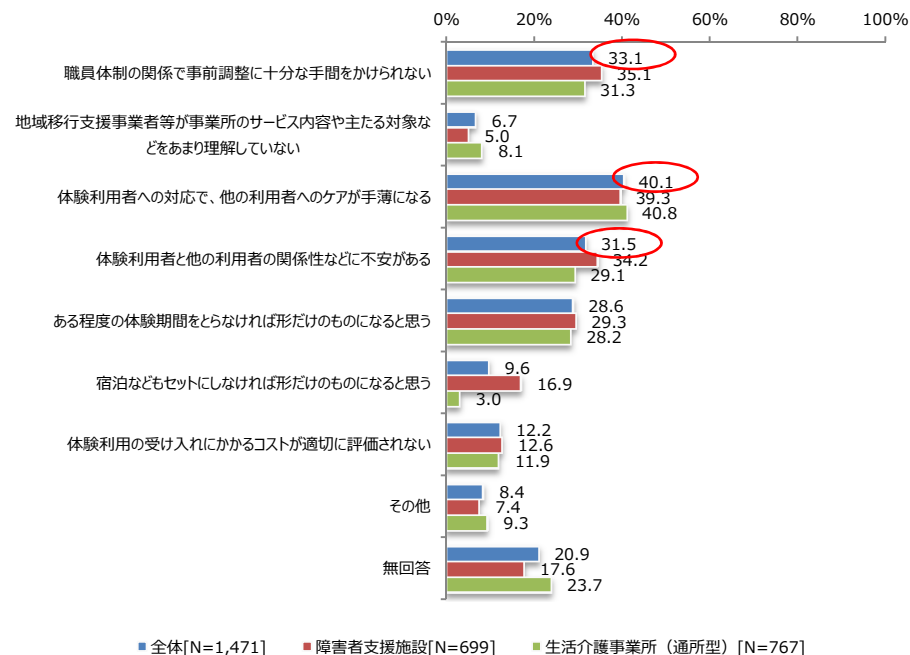
【②サービス体験利用の支援日数】

表1 サービス体験利用の支援日数

	全体[N=1,197]	障害者支援施設[N=578]	生活介護事業所(通所型)[N=616]
障害福祉サービスの体験利用の支援日数(日)	111	24	87
そのうち、体験利用支援加算を算定した日数(日)	4	2	2


【③サービス体験利用支援の課題】

図2 サービス体験利用支援の課題[複数回答]



【論点4】 専門的人材の確保・養成の機能について

論 点

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能については、「医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能」と位置付けている。
 - 地域の生活を支えるにあたって、専門性の機能を担保するために、医療的ケア、行動障害、重度化・高齢化に対応できる体制の確保や人材養成が求められる。
 - 第5期障害福祉計画に係る基本指針の議論においても、都道府県が、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、各種研修を十分に実施することとしている。
- 
- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援のあり方について、検討してはどうか。
- ※ これらの加算の取扱いはこれまでどおり、拠点等の機能を「担う」「担わない」で算定の可否を分けることはしない。

専門性や個別特性の支援に係る加算(例)

○ 福祉専門職員配置等加算

※ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算

- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（①に適合） 15単位／日
- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（②に適合） 10単位／日
- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）（③に適合） 6単位／日

- ① 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
- ② 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
- ③ 生活支援員のうち、常勤職員75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

○ 重度障害者支援加算

※ 重度障害者に対する手厚い支援体制がとられている場合

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28単位／日
- ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
 - ① 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合【体制加算】 7単位／日
 - ② ①の研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別支援を行った場合【個人加算】 180単位／日

※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）②については、加算の算定開始から90以内の期間について、700単位／日を加算

基本的な考え方

- 障害福祉人材の確保については、平成26年の福祉人材確保対策検討会において、基本的な考え方として、「障害福祉分野の人材確保については、介護分野同様に、『参入促進』、『資質の向上』、『労働環境・処遇の改善』のための対策を講じるほか、多様な障害特性に対応できる専門性を持つ人材の育成等を図る必要がある。」ととりまとめられている。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することの重要性については盛り込んでいるが、上記のような指摘を踏まえ、当該記載を充実させることが必要と考えられる。




基本指針への記載(案)


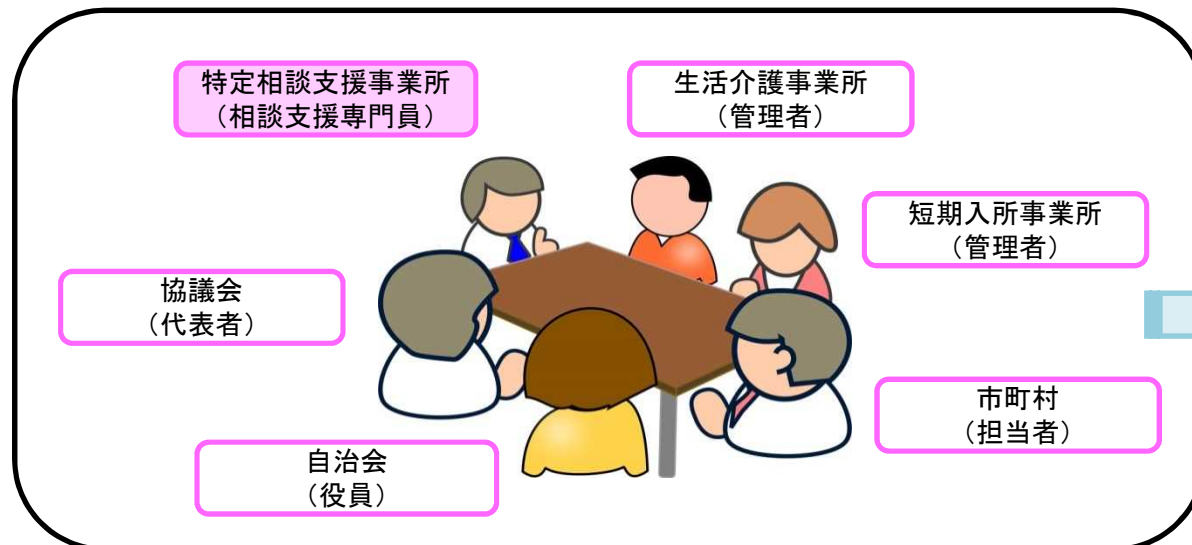
- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 (一) サービスの提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。
 - ・ 都道府県は、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修や児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従事者養成研修等の各種研修を十分に実施すること。
 - ・ 都道府県は、
 - ①教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組
 - ②都道府県福祉人材センターと連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う取組等を通じ、障害福祉サービス等に係る人材の確保を支援することが望ましいこと。

【論点5】 地域の体制づくりの機能について

論 点

- 拠点等における地域の体制づくりの機能については、「基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能」と位置付けている。
 - 地域の体制づくりとして、相談機能を有する事業所・機関等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うことが求められる。
 - また、第6期障害福祉計画の基本指針の議論にあたっては、拠点等の全国的な整備を踏まえ、機能の強化・充実を図る必要がある。
- 
- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、今後、地域の体制づくり以外の機能等を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要であり、支援困難事例や地域の課題の対応に向けて、拠点等の機能を発揮する事業所間の連携が必要であることを踏まえ、これらの対応に係る内容を報酬上評価することにしてはどうか。

【イメージ】



月に1回、支援困難事例(利用者)等について、情報共有等を行い、共同で対応した場合、「地域体制強化共同支援加算」(仮称)として評価することにしてはどうか。
(月1回 単位)

報告日：平成 29 年 11 月 14 日（火）

就労支援部会からの報告

○就労支援部会としての取り組み

1. 就労支援担当者会議・福祉的就労担当者会議での合同研修の実施

日程 平成 30 年 3 月 16 日（金） 18：00～ 市川市教育会館

→現時点で検討されている研修テーマ

研修内容を絞り込むために（しゅうたん）・（ふくたん）での担当者会議を実施。

●就労支援担当者会議（しゅうたん）の取り組み

- ①平成 30 年度実施予定の定着支援に関する勉強会の実施予定
- ②事業所案内の簡易版の更新
- ③新規事業所を含めた協力体制の強化
- ④労働関係法令・制度に関する勉強会
- ⑤就労支援に関する事例検討（会議参加事業所より事例報告・検討）
- ⑥雇用促進セミナーについて

●福祉的就労担当者会議（ふくたん）の取り組み

- ①平成 30 年度実施予定の定着支援に関する勉強会の実施予定
- ②仕事情報の共有（ネット上の掲示版を活用）
- ③通所利用者の方への健康診断等・健康問題に関する意見交換
- ④就労支援部会研修へのワーキングチームの立上げ

平成 29 年 11 月 14 日

市川市障害者団体連絡会報告

第 2 回連絡会を平成 29 年 9 月 7 日に開催

第 1 部 本会議

1、市からの報告

- 1, スポーツ課からの障害者の接し方について、講演依頼
- 2, 8 月 27 日の防災訓練について
- 3, 10 月 7 日のハートフルプラン策定フォーラムについて

2、障害者団体連絡会からの報告

- 1, 昭和学院インタビュー報告
- 2, 防災プロジェクトチーム
 - ①8 月 27 日の防災訓練の協力のお礼
 - ②防災プロジェクトチームの方向性
 - ③ハートフルプランや自立支援協などの提案について
- 3, 啓発バリアフリーハンドブック編集委員会
 - ①県内、市内配布状況
- 4, 障害者週間
 - ①現在の実行委員会の報告
 - ②当日の参加、協力について
- 5, ハートフルプラン等の報告
 - ①PT 会議からの報告
 - ②問題提起
精神保健福祉について
- 6, 公設公民館等の利用について
 - ①利用料金について
 - ②予約の配慮について
- 7, その他
 - ①アンケート回収について
 - ②視覚障害者の為の署名について

第 2 部 勉強会

基幹相談支援センターえくるについて

講師 基幹相談支援センターえくる所長 長坂様

- ①基幹相談支援センターの業務内容について
- ②相談内容の事例について
- ③質疑応答

第3回連絡会を平成29年11月9日に開催

第1部 市川市市長選挙立候補予定者にお話をお聞きしました。

立候補を予定されている方に、事前にバリアフリーハンドブックと障害者団体連絡会規約を送付し、出席を依頼しました。

(一人5分のスピーチ、質問なし、定時集合者による順番はくじ引きで後は到着順、全員終了後に帰っていただく)

唐突な出席依頼にもかかわらず、5名の立候補予定の方にご参加いただき、非常に有意義な時間となりました。

第2部 本会議

1、市からの報告

2、障害者団体連絡会からの報告

1、防災プロジェクトについて

①避難行動要支援者名簿への取り組み

②自助、共助の徹底を図り、公助の要望を各団体から聞くことにし、今月中に事務局まで、FAXかメールで、提出して頂くことにしました。

2、障害者週間について

イベントの状況報告、アピールをして頂いた。

3、バリアフリーハンドブック編集委員会について

編集委員会の解散。来年度、新たに啓発委員会等を立ち上げる事を検討。

4、市営医療機関、福祉事業所民営化について

次回以降検討することを報告

5、その他

スポーツ推進委員研修会(9/24)講師として3団体が参加

以上

第9回千葉県障害者グループホーム大会

◆お申し込み方法

参加申し込み書

下記の申込欄に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
 6人以上でご参加の場合は、代表者のお名前と人数をご記入いただくか、お手数ですがこの用紙をコピーしてお使いください。
 締め切りは、平成29年12月4日(月)です。
 ※お申し込みの受理についてこちらからお知らせすることはありませんが、定員(450名)を超えた場合は、お申込み近日中に、天候等の関係で急遽中止になる場合は、前日中にお電話で連絡させていただきます。

FAX : 043-222-4133 (送信票不要)

お電話によるお問い合わせは 043-223-2308

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課 事業支援班 担当：鈴木・田谷まで

ご面倒おかけしますが、受付をスムーズに行うため、必ずフリガナを振ってください。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

フリガナ お名前	ご所属	前日連絡が取 れるご連絡先	必要なものに チェックしてください (障害のある方で、ご希望の方には提供方法等について、個別にご連絡させていただきます。ご相談ください。)
	<input type="checkbox"/> 入居者(名)	(Tel)	<input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> 車椅子席(席) <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 支援者(名)		
	<input type="checkbox"/> 保護者(名)		
	<input type="checkbox"/> その他(名)		
	()		
	()		
	()		
(他 名)			

公共の交通機関をご利用ください。お車でいらっしゃる方は、近隣のコインパーキングをご利用いただくこととなります。

千葉県教育会館 千葉市中央区中央4丁目13-10
 ◎徒歩 JR千葉駅→20分 JR本千葉駅→12分
 京成千葉中央駅→12分
 ◎バス (JR千葉駅東口より)
 2番、3番より乗車 中央4丁目にて下車 徒歩3分

第9回千葉県障害者グループホーム大会

住み慣れたこの街で、暮らすこと

暮らし方が変わり、家族の形が変わり、働き方が変わり、日本人の生活が近年大きく変化しています。

このような中、「誰と、どこで、どのように暮らすのか?」は、障害のあるなしに関わらず、日本に住む私たちにとって、かつてない切実なテーマになっています。

「住み慣れた街で、暮らしたい」が、実現するには、どのような仕組み・支えが必要かを、障害者グループホームを軸に、考えていく大会です。皆さんと一緒に考えてみませんか?

皆さまのご参加をお待ちしております。

平成29年12月9日(土) 10時~15時30分

千葉県教育会館 参加費無料・定員450名(先着順)

主催：千葉県・千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会

後援：千葉市・船橋市・柏市・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・千葉県障害者グループホーム等連絡協議会・

(依頼予定) 千葉県生活ホーム等連絡協議会・習志野圏域障害者グループホーム等連絡協議会・市川圏域障害者グループホーム等連絡協議会・

松戸圏域障害者グループホーム等連絡協議会・野田圏域障害者グループホーム等連絡協議会・印旛圏域障害者グループホーム等連絡協議会・

安房圏域障害者グループホーム等連絡協議会・君津圏域障害者グループホーム等連絡協議会

第9回千葉県障害者グループホーム大会 ～メニュー～

時間	内 容			
午前 10:00 ↓ 12:20	開会式 主催者挨拶 基調講演	千葉県健康福祉部障害福祉事業課長 岡田 慎太郎 千葉県障害者グループホーム等支援事業連絡協議会会長 大越 将司 <u>「地域包括ケアにおけるグループホームとその周辺サービスについて」</u> 講師：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官／障害福祉専門官 片桐 公彦氏	<h2>分科会④</h2> <p>(701 会議室)</p> <p>入居者・入居希望者 交流会 (午前)</p> <p>休憩スペースとして ご利用できます。</p>	
12:20～	昼休憩 大ホール内での飲食はご遠慮ください。			
午後 13:20 ↓ 15:00	<h2>分科会① (大ホール)</h2> <p>～地域生活支援拠点等における～ グループホームとは～</p> <p>平成 32 年度に向けて、地域生活支援拠点等の準備が進んでいます。地域における居住支援に関して、どんなニーズがあるのでしょうか。 実践とこれからの伺い、地域生活の支援拠点等におけるグループホームの役割や在り方について議論していきます。</p> <p>登壇者</p> <p>○シンポジスト: 栃木市役所 障がい福祉課 相談支援係 主査 野村 雅志氏、 社会福祉法人ワーナーホーム 柏拠点総括施設長 大久保夏樹氏 ○コーディネーター: 中核地域生活支援センターほっとねっと・松戸圏域障害者グループホーム等支援ワーカー 桑田 良子、千葉県担当者 ○アドバイザー: 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官/障害福祉専門官 片桐 公彦氏</p>	<h2>分科会② (304 会議室)</h2> <p>「家族のしゃべり場」～子の幸せ、親の幸せ～</p> <p>「子の幸せ、親の幸せ」をテーマに、子供の将来を想い、グループホームを立ち上げ運営している汐田氏より、今までのエピソードなどのお話をいただき、また、親御さんからは、今の想いや悩みを語りあっていただきます。</p> <p>登壇者</p> <p>講師 (司会): 特定非営利活動法人母里子ネット代表理事 汐田 千恵子氏 発言者: ご家族の方 (3名)</p>	<h2>分科会③ (604 会議室)</h2> <p>「利用者サミット」～私たちの本音～</p> <p>グループホームで暮らしながら、毎日どんなことを思っているのか?! 入居されている方から、嬉しい・楽しい・困っている事・悲しい事などなど、話をさせていただきます。「こうなったらいいな」を皆で出し合える会にしたいと思います。 会場とのフリートークも!</p> <p>登壇者</p> <p>コーディネーター: 千葉県障害者グループホーム等支援ワーカー 発言者: 千葉圏域・香取圏域・山武圏域のグループホーム入居者の方 (3名)</p>	<h2>分科会④</h2> <p>(701 会議室)</p> <p>入居者・入居希望者 交流会 (午後) 住んでる人・住みたい人 大集合!</p> <p>参加者の方と作品作りを通じてグループホームへの想いを共有します。 休憩スペースとしても利用できます。 チーバくんとの撮影会も予定しているので、楽しみにしてね☆</p> 
15:15～	閉会式 各分科会の発表を大ホールにて予定しております。(閉会式の参加は自由です。) お忘れ物のありませんよう、お気をつけてお帰りください。			

大ホール



公益社団法人 日本オストミー協会千葉県支部市川市オストメイトの会

平成 29 年度障害者週間記念コンサート



《千葉県共同募金会助成》

「クリスマスコンサート」 ～歌とピアノのおくりもの～



ソ프라ノ 越智 まりこ 氏

藤原歌劇団正団員。日本オペラ協会正会員。
演奏活動の他、合唱指揮者・ヴォイストレーナーとしても活躍。

ピアノ 朴 令鈴 氏

桐朋音楽大学研究科修了。日本音楽コンクール、奏楽堂日本歌曲コンクールなどで共演者賞を受賞。
二期会ピアニストなど。



講演「障害者に寄り添って～ストーマ装具開発からパラアスリート支援まで～」

アルケア(株) 医工学研究所 研究員 沼田 悟 氏



「**入場無料 申込み不要**」定員 300 名

日時：12月4日（月） 13時30分開演（13時開場）

会場：全日警ホール

市川市八幡市民会館 葛飾八幡宮参道右

JR 本八幡北口 歩 8 分又は京成八幡駅 歩 5 分



お問い合わせ：公益社団法人 日本オストミー協会千葉県支部
〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内 3F
☎043-309-7571 E-mail:chiba-m@violin.ocn.ne.jp

I♥あいフェスタ

障害者週間イベント

12/3(日)~12/10(日)

市川市内の様々な場所でイベントや販売会を実施します。この機会にぜひ足をはこんでみてください。

今年のあいあいフェスタは
市川市ぜんぶ
を会場に!!!

期間中は、様々なイベントを、
テーマカラーの「水玉」で結びます。

Facebookで
情報配信中♪

市川市あいあいフェスタ [検索](#)

12/3~12/10 I♥1 (あいわん) グランプリ作品展示 (生涯学習センター内カフェテラスぴっころ)
様々な自主作品の展示と投票

12/ 9 (土) いちばん星祭 (コルトンプラザ内コルトンホール)
福祉事業所の製品販売や作業体験、映画上映

12/10 (日) チャレンジド・ミュージカル「歌舞伎迷作面白双六」公演 (市川市文化会館小ホール)
障害のある人もない人も共に作り上げるミュージカル

12/10 (日) I♥あいフェスタ特別イベント(コルトンプラザ内コルトンホール)福祉の事業所の製品販売
障害体験、物づくりワークショップ

その他、市内様々な場所で販売会やイベントを実施!

障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の実現を目指して

第六次千葉県障害者計画フォーラム

千葉県では、平成30年4月からの3年間に県が取り組む障害者施策について、基本的な方向を示し、実効性のある施策を計画的に推進するための新しい計画づくりを進めています。

これまで、関係団体へのヒアリング、家族会や有識者などから構成された会議の委員の方々による議論などを踏まえて素案の作成を進めて来ました。2月にはパブリックコメントを実施する予定です。これに先立ち、計画策定の情報を広く発信し、県民の皆様には障害福祉行政への理解を深めていただくため①山武市・②千葉市・③市川市でフォーラムを開催します。

①山武市会場 開場 13時30分

開催日時 平成29年12月21日（木）13時55分から15時50分まで

場 所 山武市成東文化会館・のぎくプラザホール

山武市殿台290-1（JR 総武本線成東駅より徒歩12分）

②千葉市会場 開場 13時30分

開催日時 平成29年12月26日（火）13時55分から15時50分まで

場 所 千葉市民会館小ホール

千葉市中央区要町1-1（JR 千葉駅より徒歩7分）

③市川市会場 開場 13時30分

開催日時 平成29年12月27日（水）13時55分から15時50分まで

場 所 全日警ホール（市川市八幡市民会館）

市川市八幡4-2-1（JR 総武線本八幡駅、都営新宿線本八幡駅より徒歩8分
京成線京成八幡駅より徒歩5分）

プログラム

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

基調講演 障害のある人とともに生きる共生社会

○第六次千葉県障害者計画について

○シンポジウム 第六次千葉県障害者計画の目指すもの

対象者・参加費（参加・申込方法は裏面を御覧ください）

○障害福祉に関心のある方、障害のある方と家族の方、障害福祉に従事する方であればどなたでも参加できます。参加費は無料です。

定 員 各会場先着順、250名



主催：千葉県・千葉県総合支援協議会

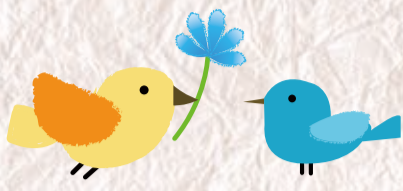
共催：千葉市・千葉市地域自立支援協議会、市川市・市川市自立支援協議会

山武市・大網白里市・東金市・九十九里町・横芝光町・芝山町、山武圏域自立支援協議会



どの子も地域で

元気に育てよう



日時

平成30年1月8日(月・祝) 13:30~16:30(開場 13:00)

会場

市川市文化会館 小ホール

基調講演 13:30~15:00

「気になる子への適切な理解と支援」



気になる子の特徴を理解し、すべての子どもにとってわかりやすい支援(ユニバーサルデザイン・合理的配慮)について教えていただきます。

植草学園短期大学福祉学科 教授 **佐藤 慎二 氏**

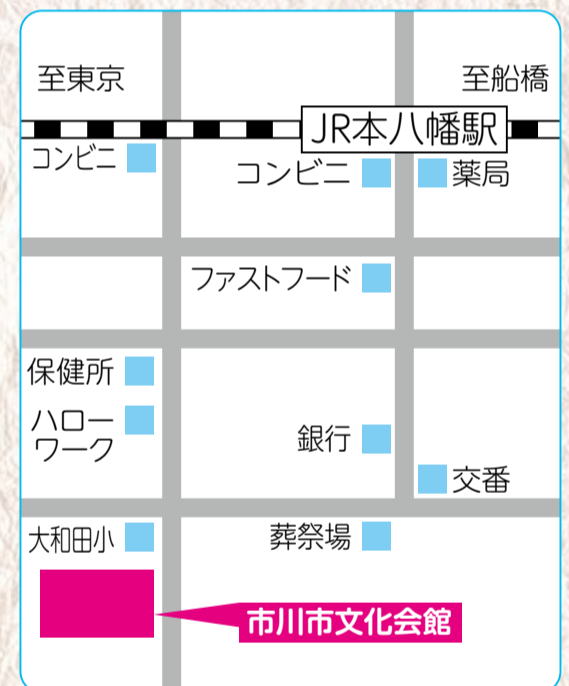
シンポジウム 15:10~16:30

「一貫した支援をめざして」

～ライフサポートファイルを活用しよう～

コーディネーター 市川市発達支援課 課長 鷺沼 隆

シンポジスト 市川市自閉症協会 会長 平野 緑氏
市川市こども発達センター 副主幹 池田アンナ
ご家族



シンポジウムでは一貫した支援の大切さを中心にお話ししていただきます。そのための手段として、小さいときから今までの情報を一冊にまとめたライフサポートファイルの紹介をします。

対象者 発達障害に関心のある方・支援者の方 (手話通訳・要約筆記・車椅子席があります。)

費用 無料

定員 400名

申し込み・問い合わせ

ホームページ [市川市こども発達センター](http://city.ichikawa.chiba.jp) [検索](#)

電話 047-370-3577 (市川市こども発達相談室)

FAX 047-376-1115

メール hattatsu-sien9@city.ichikawa.chiba.jp (11/27まで)

hattatsu-sien@city.ichikawa.chiba.jp (11/28から)

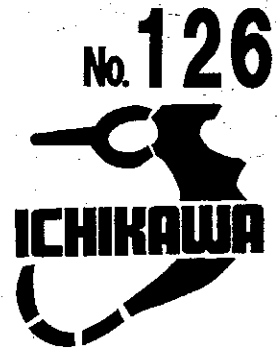
*住所、氏名、電話番号を明記の上、お申し込みください。

(お申し込みのFAXに返信はいたしませんので、ご了承ください)

*会場への直接のお問い合わせは、ご遠慮ください。

<主催>市川市こども発達センター こども発達相談室 担当 守屋・神谷・平光

さとみ



発行：市川市ろう者協会 発行人：浅野史行 編集：広報部
〒272-0023 市川市南八幡2-24-19 (朝香敬子方) 市川市ろう者協会事務局
FAX: 047-711-2265 mail: asahi0485@gmail.com

市協会が市川市と話し合いを実施



8月30日(水)の夜7時から9時まで、市役所
仮本庁舎4階委員会にて、本年度の市協会と市
障害者支援課との話し合いが行われました。

当協会は7月28日付で要望書「意思疎通支
援事業実施規則の整備等、聴覚障害に関わる福
祉サービス等の要望について」を市に提出して
おり、当夜は主にこの要望書に関する内容が話
し合われました。

参加者は次の通りです；

市協会…植野・朝香・平野・浅野(里)・浅野(史)
障害者支援課…高橋課長・池澤主幹・渡辺主
幹・設置通訳者2人

派遣手話通訳者2人

計12人

市協会では例年、市川市に聴覚障害及び聴覚
障害者に関わる福祉サービスについて要望を出
してきていますが、昨年度からは市役所庁舎建
て替え工事に伴う障害者支援課の移転が行われ
るなどしていたためか、一昨年(平成27年)の
要望に対する回答が翌28年6月に出されるな
どしていたため、今回は要望書を手渡す際、話
し合いの期日をもその場で確約してもらうこと
になったわけです。

要望書に対しては9月下旬～10月に文書に
て回答してもらうことになっています。

(浅野史行)

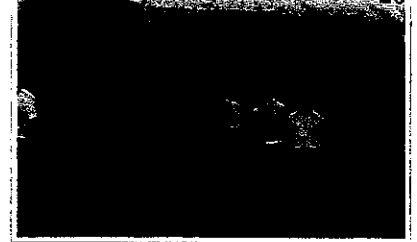
第17回手話を考えるフォーラムを開催

9月2日(土)～3日(日) 千葉県青少年女性会館

★来年度は総武支部が主管★

「手話を考えるフォーラム」は毎年、県内5支部の持ち回りで
開催しており、今年度の主管は中央支部でした。次年度は総武
支部が主管となっており、会場・日程を調整中です。決まり次
第お知らせしますので、いましばらくお待ちいただきますよう
お願いいたします。

17回 手話を考えるフォーラム20



中央支部から総武支部への引き
継ぎ・右が総武支部の役員

夏季デフサロンさとみ!!

デフサロン
史上初?

楽しかったよ!



バーベキュー交流会 & 防災関連ミニクイズ大会

日時：平成29年8月20日(日) 11時~16時

場所：大洲防災公園 ピクニック広場

参加人数：40名

当会18名、輪の会2名、夕風7名、受講生4名、
子ども4名、その他5名



本格的アウトドア派の
本領を発揮した柴田組
織部長・向かいの向井で
準備しつゝお楽しみだ。

組織部として会員同士の親睦だけでなく手話サークルなどの方々との親睦も図れる企画を考えたところ、私の元来のキャンプ好きを悪用(?)して開催することにこぎつきました。当日はたまたに日差しが射すものの、曇り空で蒸し暑い感じでした。なんと40名の参加者を迎えて和気あいあいと交流できました。

バーベキューの目玉として用意したビールサーバーでの生ビールを堪能したほか、滅多に味わう機会のないA5ランクの牛肉も用意しました。

当会きっての防災マニア・平野氏のミニクイズ大会も好評でした。10問用意したところ、たったの5問で完全正答者が3名出るほどの激戦でしたが、色々ためになる内容でした。最後まで残った3名の方に賞品を贈呈しました。

来年も開催して欲しいという声もあり、嬉しい悲鳴を上げております。【文責：柴田 暁史】



テント張りは一人では困難!!
皆で力を合わせて完成



焼トウモロコシ
を調理中!



下ごしらえ中の玉ねぎ

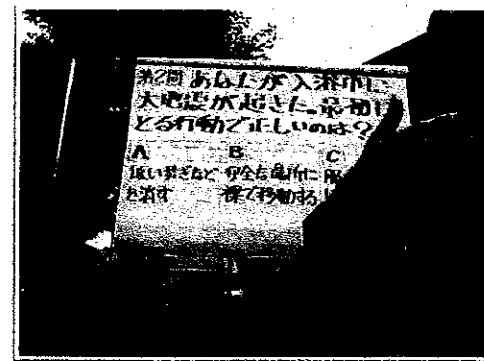


木炭を燃焼中



ギンギンに冷えた生ビールで乾杯!!!

上手く焼けたかな?その肉に手を出すな!



クイズ大会の
ひとコマ



正解はどれ?回答に迷う
参加の皆さん

市川市ろう協会のスタッフさんのお誘いにより、夏季デフサロンさとみバーベキュー企画に参加させていただきました。しかも場所は公園。

私が覚えている限り、公園内でのバーベキューは恐らく初めてです。

雨が降りそうな中、食べたり呑んだり語ったり、鬼ごっこしたり、防災関連のクイズも行われ、お子さんから年配まで和気藹々とした雰囲気の中で楽しい時間を過ごさせていただきました。ありがとうございました。【Mより】



お肉!お肉!!まだあるよ!



会長と受講生さん



ほんの少しさわやかなそよ風も吹きました(〇_〇)



美味しいです!



柴田パパと息子さん

29年度市川市総合防災訓練

防災

《市民参加・体験型》

■日時：平成29年8月27日(日)

- ・大洲会場 大洲防災公園 9:00~11:00
- ・行徳会場 行徳駅前公園 10:00~12:00
- ・拠点会場 市立小学校38校・市立塩浜学園 11:00~15:00

※塩浜学園は千葉県初の義務教育小中一貫校です。

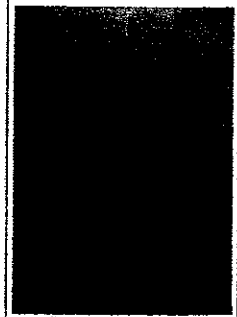
(要するにエリート養成が目的)

・拠点会場の中で、曾谷小学校、信篤小学校が災害時要援護者(障害者)の支援を想定した会場となっていました。午前の訓練が終わってから、大下、井上、浅野(里)は大洲防災公園から曾谷小学校へ、平野は行徳駅前公園から信篤小学校へ移動しました。

午後の参加者：曾谷小学校：浅野(史)、大下、井上、井田、浅野(里)

信篤小学校：平野

へリコプターでの救出訓練



大洲会場(大洲防災公園)



初期消火



障害者用の見学席
情報保障のための手話通訳



オストメイト用のトイレ



炊き出しのカレーライス

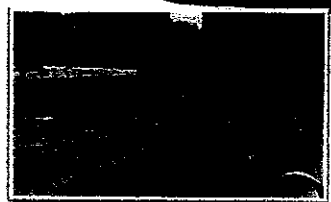
行徳会場(駅前公園)



落ち着いて行こう

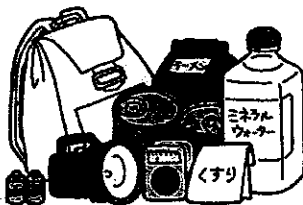


車椅子に乗って移動の大変さを知る



避難用ゴムポート体験しました!

備えあれば憂いなし
防災対策におわりなし



曾谷小学校会場(体育館)の訓練の実状は…;



- ①体育館の受付が雑然とした状態。段差解消のためのスロープ設置の配慮がなく要支援者受付の案内掲示がない。市職員が1名いたが、居場所がはっきりしない。
- ②要支援者の記入用紙は一般参加者向けの用紙と同じで必要な支援について詳しく記入するようになっていない。受付に自治会役員(協力者)と市の職員が1名いたが、人手不足で用紙の記入方法の説明が出来る状態でなかった。
- ③入館後「要支援者」の待機場所に案内されたが、立て札、筆談ボードなどの視覚表示の配慮はゼロ。奥の隅の方に当日の時間割が模造紙1/2に小さく掲示してあった。
- ④市は殆どが自治会まかせ。市の責任者(地域防災課のN職員がチーフ)は始めと終わりの挨拶をただけで、後はずっと理科室に籠もりきりで体育館に殆ど出てこなかった。



私たちは隅の方です

- ⑤職員の具体的な指示がないので、自治会役員(仕事の担当は決めてあった)もどう動けば良いか分からない状態のように見えた。
- ⑥全体説明(簡単な訓練のデモ)の後、要支援者用に用意された部屋が体育館の2階のため車椅子では行くのが困難。視覚障害の大井さんも介助者同道で2階に行くことになったが大変そうだった。



案内した市職員に聞いたところ、校長が決めたので…とのこと。結局、当方のクレームも有ったか、2階の部屋は使わず体育館に逆戻り。

- ⑦自治会役員(会場の副責任者、伊藤さんという若い方)が、せっかく参加していただいたので障害者の方からお話しを…ということになり、市の予定に入っていなかったが、浅野と大井さんがお話しさせてもらった。これは参加者にも良かったと思う。
- ⑧一昨年(北方小学校、昨年は県行事のため不参加)は手話通訳の配慮がなかったなど問題だらけだったが、筆談ボードや掲示の準備があった。それと比べて、今年の市の対応はひどすぎる。(報告：浅野史行)



←浅野会長

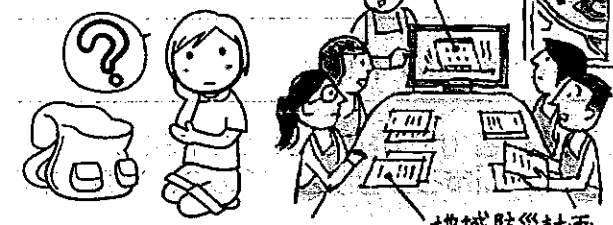
↓大井さん



訓練について話し合う浅野会長と大井さん(視覚障害者)

Eディフェンスの
振動実験映像

ハザードマップ



地域防災計画

前もってそれぞれの団体と話し合うことが重要

秋のデフトラベル2017のご案内

★日程：平成29年11月18日(土)～19日(日)

★集合時間・場所：午前6時30分 市川駅改札口

★場所：伊香保温泉

★見学予定地
ろうあ運動発祥の記念碑、石段街巡り、伊香保ロープウェイ、竹久夢二記念館等
※スケジュールの都合により変更する場合があります。

★宿泊：石坂旅館（群馬県渋川市伊香保町伊香保67）

★募集定員：20名

★参加費：（宿泊、交通費、拝観料…等）
①会員…22,000円（市川市ろう者協会、輪の会、汐風、千通研市川班、受講生）
②非会員…23,000円
※自宅から出発地までの往復交通費、1～2日目の昼食は含まれていません。

★締め切り日：10月7日(土)
※申し込み後、都合によりキャンセルされる場合、所定の取消料をいただきます。

★申込み・問合せ先
百瀬由紀子 FAX…047-338-0435 メールアドレス…yukimo3361@ybb.ne.jp
以下の申込書に（お名前、住所、FAX、メールアドレス、所属団体名）を記入してファックス送信して下さい。

市川市ろう者協会 百瀬 宛
Fax 047-338-0435



全国ろうあ運動発祥地の記念碑

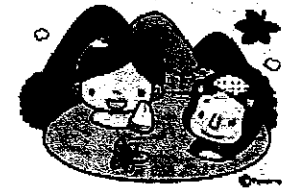
全日本ろうあ連盟創立実行委員会は、市川市で開催されたそうです…!(@_@)

お友達を誘って参加しよう!



秋のデフトラベル2017 (伊香保温泉)

参加します



お名前 _____

ご住所 _____

FAX or メールアドレス _____

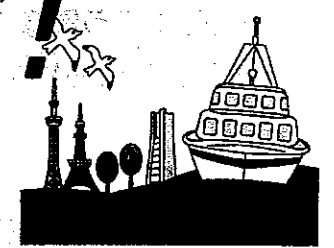
所属団体名（所属先に○をつけて下さい）
市川市ろう者協会、輪の会、汐風、千通研市川班、受講生、その他（ ）

市川市4団体合同日帰りツアー!



水上バス・ゆりかもめで そなエリア東京へ!

知って
学んで
体験も!



定員：
30名
先着順です

震災に深く関係のある二つの公園、都立横網町公園と東京臨海広域防災公園を訪れ、防災について一緒に考えてみませんか
両国～浅草～お台場 の水上クルーズもお楽しみに!!

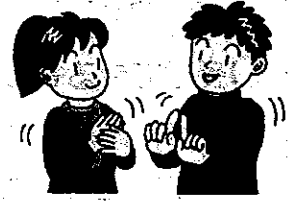
日時：平成29年12月10日(日) 10時にJR両国駅前集合
コース：

JR両国駅前 ⇒ 都立横網町公園（東京都慰霊堂・復興記念館）⇒
水上バス ⇒ お台場海浜公園（自由行動時間があります）⇒
そなエリア東京（東京臨海広域防災公園内に併設された、親子でも、大人でも体験しながら防災についての知識を身につけることができる防災体験学習施設です）⇒ その場で解散（17時頃の予定）
※復興記念館は改修工事の為、一部観覧できない場合があります。ご了承願います。
※観光コースの詳細は後日連絡します。



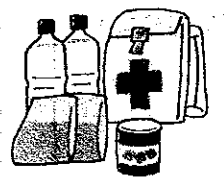
そなエリア東京
防災体験学習施設

参加費：
会員 1,700円（市協会・輪の会・汐風・市川班）/
小人 850円（小学生まで）
※非会員はプラス200円
※昼食代は含まれません。



市川市ろう者協会 平野 宛
fax 047-324-0328 ※24時間受信OK
申込期間：11月21日(火)まで

日帰りツアーに参加します



ご氏名 _____

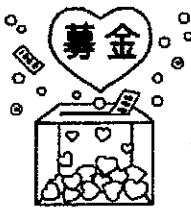
お子様のお名前 _____ 年齢 _____ 歳

連絡先 (FAX) _____

市協会・輪の会・汐風・市川班・その他（ ）
（所属先に○をつけてください）

第42回いちかわ市民まつり ☆☆ 協力者募集!

- ◆日時：平成29年11月3日(金・祝) 10時～16時 ※荒天時は中止のときもあります。
- ◆場所：大洲防災公園(市川市大洲1-18)
- ◆内容：バザー、ゲーム、「ろう重複障害者施設建設」募金活動などの協力
- ◆目的：ろう重複障害者施設建設のための資金作り
- ◆協力を願う時間：①10時～12時 ②12時～14時 ③14時～16時
④7時～10時(開始前の準備) ⑤16時～17時(終了後の後片付け)
- ◆申込締切：10月24日(火)までに下記宛お申込みください。



百瀬由紀子 FAX 047-338-0435
 携帯メール yukiko-m.o@docomo.ne.jp PCメール yukimo3361@ybb.ne.jp
 ※原則、雨天決行です。雨天時に備えて雨合羽等の用意をお願いします。
 ※養成講座受講生の方の参加(押印対象行事)については別途お知らせします。
 ※養成講座受講生の「押印対象行事」となるためには2時間以上の参加が条件です。



◆ 家の押入れに眠っている「お宝」をご提供下さい ◆

- 受付できるもの…新しい服、日用品、おもちゃ、本、ぬいぐるみ(小)、DVD
- ×受け付けられない物…飲食品、靴、大きいもの(例：家電、健康器具、人形)
 ※品物によっては、実行委員の判断で受付をお断りする場合があります。
 また、市民まつり当日の持ち込みはご遠慮下さい。

- ◆「お宝」受付期間：10月24日(火)まで ※値札貼り当日(10月28日)の持参可
- ◆「お宝」受付窓口：井上雅博 FAX 047-371-2766
 携帯メール：olmpiays-11ana@softbank.ne.jp
- ◆バザー値札貼り作業日：10月28日(土)10時～12時(9時～13時半まで部屋使用できます)
 場所：中央公民館 第1会議室

- ◆お問合せ先
 不用品窓口：井上雅博 FAX 047-371-2766
 携帯メール：olmpiays-11ana@softbank.ne.jp
 手伝い窓口：百瀬由紀子 FAX 047-338-0435
 PCメール yukimo3361@ybb.ne.jp



～第35回東葛飾地区ろうあ者スポーツ交流会～

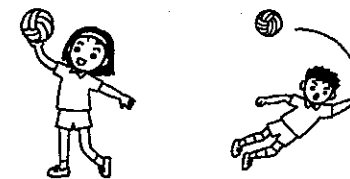
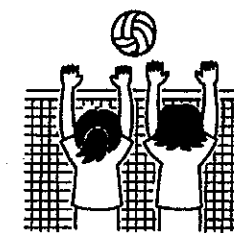
昨年までの大会は「ソフトボール」競技を行ってきましたが、近年、炎天下の競技が敬遠されるようになり、また参加者の高齢化も相まって参加人数が減少傾向でした。そのため、今年からは幅広い年齢層で楽しめる「ソフトバレーボール」競技に変更されました。初めての内容でしたが、怪我もなく無事に楽しめました。

- ◆日時：平成29年7月22日(土) 10時～16時
- ◆場所：浦安市中央公民館 体育館 (7チーム参加)

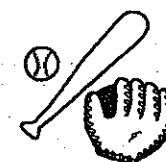
- 優勝：松戸B・流山・柏
- 2位：浦安A
- 3位：浦安B
- 4位：船橋
- 5位：八千代
- 6位：市川・習志野
- 7位：松戸A・野田



市川・習志野合同チーム



選手大募集!

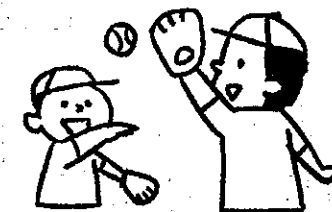


第14回

優勝杯の獲得をめざそう!!

千葉県聴覚障害者団体対抗ソフトボール大会のお知らせ

- ◆日時：平成29年10月29日(日) 午前8時～午後5時
- ◆会場：筑波大学附属聴覚特別支援学校グラウンド
 〒272-8560 市川市国府台2-2-1



- ◆集合時刻：確認中です。
- ◆参加資格：県協会の平成29年度会費を納めた方 手話サークルの会員
- ◆申込先：担当・井田渉 FAX：047-372-1181
 ※出場選手の氏名・住所・生年月日・FAX番号を記入して井田へFAXまたはメールして下さい。
 ※出場選手は傷害保険に入りますので、生年月日を必ずご記入下さい。
 ※詳細は井田までお問い合わせ下さい。

《お願い》

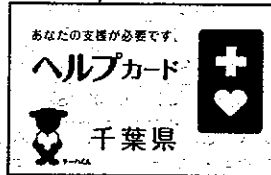
- ・駐車場がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さい。
- ・選手として出場されない方も、ぜひ応援においで下さるようお願いいたします。
- ・お弁当、飲み物は各自でご用意下さい。
 (グラウンドの付近にコンビニがありません)



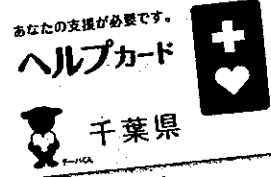
千葉県健康福祉部障害者福祉推進課から「情報提供」です。

私が配慮や手助けをして欲しいこと

ヘルプカードは市役所・障害者支援課の窓口にあります。
自分の命を守るためには、いつでも持ち歩きましょう。



ヘルプカード 知っていますか？



「ヘルプカード」とは
援助を必要としている障害のある方
などが携帯し、いざというときに
必要な支援や配慮を周囲の人に
お願いするためのカードです。

こんな人に活用しやすそう

- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、または、認知症の方など、外見からは援助を必要としていることが分かりにくい方
- 突発的な出来事に対して適切な対応が困難な方
- 視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方など
- ※各市町村障害者福祉窓口又は各健康福祉センター窓口等で配布しています。

こんな手助けをお願いします!!

- 電車やバスの中で座をお願いします。
- 外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり筋にばかり傾けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。
- 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 交通機関の事故等、突発的な出来事に対して適切な対応が困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降等の動作が困難な方がいます。
- 災害時は、安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支援をお願いします。
- 視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方、人が大勢いる遊園地等で強いストレスを感じる方がいます。

【お問い合わせ先】 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
電話：043-223-2340
FAX：043-221-3977

「ヘルプカード」を使ってみよう

【個人情報の保護に留意して、必要な情報だけを記入するようにしてください。】

氏名	千葉 太郎	性別	男
住所	千葉市中央区市場町1-1	電話番号	070-0000-0000
生年	2010年10月10日	職業	学生
性別	男	電話番号	043-000-0000
年齢	7歳	緊急連絡先	03-000-0000
障害	知的障害	緊急連絡先	043-000-0000
備考	〇〇様		

私が配慮や手助けをして欲しいこと
配慮や手助けをして欲しいことを記載してください

ヘルプカードの携行方法は、障害種別、状況、考え方によって異なります。「財布や定期入れに入れておく」「ケースに入れてカバンの中に取り付ける」等して、持ち歩きましょう。

- 例えは：
- 不自由なこと・苦手なこと
〇〇が不自由です / 大きな音が苦手です / 体に触られることが苦手です
 - 手助けしてほしいこと
運転先に電話してください / 席の状況や風景を説明してください / 簡単な言葉で説明してください / 手話が解読をお願いします
 - 病状や症状のこと
〇〇アレルギーがあります / パニックになることがあります / 発作があります / 人工透析をしています / ペースメーカーを使用しています / 体温調節ができません
 - その他
カバンの中にコミュニケーションボードがあります / 災害時には〇〇小学校へ避難してください / カバンの中に詳しい情報が書いてあるノートが入っています

その他にもいろいろな障害者マークがあります

- 【オストメイトマーク】人工胃・人工腸を装着している人のための取扱いマーク
- 【ハートプラスマーク】心臓の内部に障害のある人を表すマーク
- 【耳マーク】聞こえが不自由なことを表すマーク
- 【補助犬マーク】身体障害者補助犬の取扱いマーク

※詳しくは千葉県HPをご覧ください

ピア・カウンセリング市川(9月~12月)

※5月8日から 市役所 障害者支援課が 仮本庁舎 に移転しました。

29年度も 市役所 障害者支援課 で実施します!

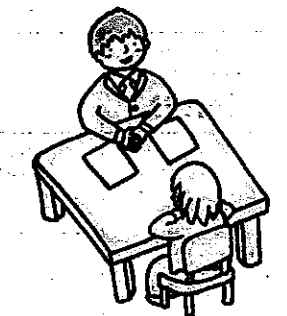
「ピアカウンセリング」とは、同じ障害を持った人が仲間(ピア)として相談を受け、自らの経験をもとにアドバイスしたり、一緒に考えたりします。

日時：月2回、第2火曜日・第4火曜日 午前10時~12時(場所：市役所仮本庁舎 2階)
平成29年9月12日、9月26日、10月10日、10月24日、
11月14日、11月28日、12月12日、12月26日
カウンセラー：植野 都

※ご希望の方は、事前にご予約くださるようお願いいたします。
予約連絡先：障害者支援課(平成29年5月8日からFAX番号が変わりました)
FAX 047-712-8727 (☎ 047-334-1111)

相談内容：教育(親子)、人間関係、職業、健康、介護、医療、結婚、離婚、出産、子育て、コミュニケーション等、気になること、悩んでいることなどをお気軽にご相談下さい。

相談内容の秘密は絶対に守りますので、安心して一緒にお茶でも飲みながら、お話ししませんか。

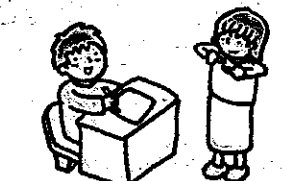


【市川市からのお知らせ】

手話通訳の派遣を依頼するときは、障害者支援課へ

市川市の「手話通訳者派遣事業」は、市役所「障害者支援課」で行っています。
手話通訳の派遣を依頼するときは、障害者支援課にご連絡ください。

- 連絡先 FAX: 047(712)8727 (平成29年5月8日から変わりました)
電話: 047(334)1111
- 受付時間 月曜日~金曜日 午前8時40分~午後5時00分
(土・日・祝祭日・年末年始はお休みとなります)
- 申請方法 FAX・窓口での申請をお願いいたします。
- 派遣時間 午前8時~午後10時まで
- 費用 無料



不明な点がございましたら、市川市役所障害者支援課までご連絡をお願いいたします。

■連絡先 市川市役所 障害者支援課
(平成29年5月8日から変わりました)
FAX: 047(712)8727 障害者支援課直通
電話: 047(334)1111 市川市役所(電話番号変更ありません)
担当(手話通訳者 北島・奥山・松岡)まで

平成29年度 第1回 総武ブロック一斉街頭カンパ活動

予定は

日時:平成29年9月17日(日)

10時~14時

場所:JR船橋駅北口・南口 2カ所

当日、お買い物等で船橋においでになった方は、ぜひ募金にご協力をお願いいたします!!



去年6月にJR市川駅前での街頭カンパ活動

会員募集中!

ぜひ

平成28年度は59名(目標65名)でした。

29年度会員数 **52名** (8月24日現在)

市川市ろう者協会にご入会ください!

会費のご説明

29年度もぜひ会員継続をお願いいたします。

- ◆市川市ろう者協会の会費：単国会費2,000円、夫婦会費3,000円
- ◆(社福)千葉県聴覚障害者協会の会費：1名につき15,000円<減免制度あり。下記参照>
- ◆会費は市会費・県会費の一括納入をお願いしています。29年度もぜひ一括納入にご協力ください。
<市川市ろう者協会のみ入会の場合の会費は5,000円です。(市外のろう者のみに適用)>
- ◆千葉県協会体育部会員(全国ろうあ者体育大会、関東ろう者体育大会に参加希望の方)の会費は、必ず市川市ろう者協会を経由して納入することになっています。ご協力ください。

<減免制度適用後の会費(実際の納入額、1年分)>

(社福)千葉県聴覚障害者協会会費	15,000円/1名				
一人または一組の 県協会会費 <実際の納入額>	減免額		高齢者:2,000円/1名 夫婦:2,000円/1組(夫婦の場合1名につき1,000円減額)		
	会員	高齢者	夫婦	夫婦の一方のみ高齢者	夫婦ともに高齢者
	15,000円	13,000円	28,000円	27,000円	26,000円
市川市ろう者協会	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
合計の納入額	17,000円	15,000円	31,000円	30,000円	29,000円

※県協会会費(1名分)には、下記の登録料が含まれています:

全日本ろうあ連盟登録料:2,500円 関東ろう連盟登録料:500円

■会費お払い込みの方法(3通りあります。)

①郵便局備え付けの振替用紙をご使用の場合

口座加入者名:市川市ろう者協会 口座番号:00140-9-151023

②他金融機関(銀行など)からのお振り込みの場合

振込用口座番号:〇一九(ゼロイチキョウ)店(019) 当座 0151023

※①②をご利用の場合、申し訳ありませんが、手数料をご負担くださるよう、お願いします。

③当協会理事に会費を直接お預けになる場合、まずは下記宛にお問い合わせください。

市川市ろう者協会 会計部 会費等集金担当 立本和子 FAX 047-396-4727



市川市ろう者協会 月例理事会; 開催日:毎月第1金曜 19時~21時

会 場:市川公民館 第1会議室

傍聴大歓迎!

当協会に関するお問い合わせは、下記宛にお願いします:

市川市ろう者協会事務局(朝香敬子)

FAX:047-711-2265

mail:asahi0485@gmail.com

市川市ろう者協会会報 さとみ第126号

平成29年9月9日発行

発行人 浅野史行 編集人 広報部

発行 市川ろう者協会